

第 1 2 0 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

報 告 第 5 号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
第 7 7 号議案	神河町農業委員会委員の任命の件
第 7 8 号議案	神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 7 9 号議案	神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
第 8 0 号議案	神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第 8 1 号議案	神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
第 8 2 号議案	令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）
第 8 3 号議案	令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 8 4 号議案	令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 8 5 号議案	令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 8 6 号議案	令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 8 7 号議案	令和 6 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 8 8 号議案	令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 8 9 号議案	令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 9 0 号議案	令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 9 1 号議案	令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 9 2 号議案	令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
第 9 3 号議案	令和 5 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
第 9 4 号議案	令和 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 9 5 号議案	令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 9 6 号議案	令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 9 7 号議案	令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 9 8 号議案	令和 5 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 9 9 号議案	令和 5 年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 1 0 0 号議案	令和 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 1 0 1 号議案	令和 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
第 1 0 2 号議案	令和 5 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
第 1 0 3 号議案	令和 5 年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 1 0 4 号議案	令和 5 年度神河町水道事業会計決算認定の件
第 1 0 5 号議案	令和 5 年度神河町下水道事業会計決算認定の件

第 1 0 6 号議案 令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

神河町告示第119号

第120回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月23日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和6年9月2日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

小 寺 俊 輔

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

○応招しなかった議員

な し

令和 6 年 第120回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 6 年 9 月 2 日（月曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 9 月 2 日 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第 5 第77号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 日程第 6 第78号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 7 第79号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 8 第80号議案 神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 9 第81号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第82号議案 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 第83号議案 令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 第84号議案 令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 第85号議案 令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第14 第86号議案 令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第15 第87号議案 令和 6 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第16 第88号議案 令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 第89号議案 令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 第90号議案 令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 第91号議案 令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第20 第92号議案 令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第21 第93号議案 令和 5 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第94号議案 令和 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第95号議案 令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

件

- 第96号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第97号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第98号議案 令和5年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第99号議案 令和5年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第100号議案 令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第101号議案 令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第102号議案 令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第103号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第104号議案 令和5年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第105号議案 令和5年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第106号議案 令和5年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第5 第77号議案 神河町農業委員会委員の任命の件
- 日程第6 第78号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第79号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第80号議案 神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第81号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第82号議案 令和6年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 第83号議案 令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 第84号議案 令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第85号議案 令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14	第86号議案	令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	第87号議案	令和6年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16	第88号議案	令和6年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	第89号議案	令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18	第90号議案	令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第19	第91号議案	令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第20	第92号議案	令和6年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）

出席議員（11名）

1番	小島義次	7番	松岡宣彦
2番	木村秀幸	8番	藤森正晴
3番	小寺俊輔	9番	藤原資広
4番	廣納良幸	11番	栗原廣哉
5番	安部重助	12番	澤田俊一
6番	吉岡嘉宏		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	高内教男	主査	鵜野雄二郎
----	------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷総和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒田勝樹		木村弘美
税務課長	藤原一宏	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	長井千晴		北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高階正三
	井出博	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前川穂積		井上淳一朗

農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事

..... 岩 田 勲

ひと・まち・みらい課長

..... 石 橋 啓 明

ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事

..... 高 橋 吉 治

教育課長兼給食センター所長

..... 児 島 浩 司

教育課参事兼社会教育特命参事

..... 宮 本 公 平

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

台風10号が西日本を迷走しました。九州から関東の広い範囲の各地で線状降水帯が発生し、土砂災害警戒情報や大雨警戒レベル5の緊急安全確保が発表され、各地で災害が発生し、犠牲者も出てしまいました。お亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

神河町における被害の報告は受けていませんが、防災の専門家は、この台風をこれまでの常識と異なる台風と表現されています。これまでの経験値だけでは予測できない、想定外のことが起こっているということです。災害から町民の生命と財産を守ることは、町政の最優先の務めであります。町当局におかれましては、常に地域の安全を点検し、災害への備えを万全にさせていただきますよう、改めてお願いしておきます。

後になりましたが、7月末に、神河町初代町長の足立理秋様、神河町議会初代議長の立石富章様が相次いで永眠されました。合併前から優れた識見と実績を基に神河町発足の礎を築いていただきましたお二人に感謝を申し上げ、御冥福をお祈りいたします。

さて、本日、ここに第120回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、誠に御同慶の至りに存じます。

今期定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、報告、人事、条例の一部改正、令和6年度各会計補正予算、令和5年度各会計決算認定など計31件であり、いずれも町政にとって重要な案件であります。

特に決算認定につきましては、改めて申すまでもありませんが、予算の執行結果を確認、検証し、その行政効果を客観的に、総合的に判断していただき、翌年度の予算編成に向けての反省点や改善点を整理するところに意義があります。

議員各位におかれましては、町民の皆様の負託に応えるために、慎重審議に努めていただき、適正妥当な結果が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

超大型台風10号は非常に動きが遅く、九州に上陸してからも迷走しながら近畿地方に近づき、その後、熱帯低気圧に変わり通過していきました。台風の影響で、九州や四国では大雨に加え、突風による被害をもたらし、また、台風から遠く離れた関東や東海地域でも大雨による道路の冠水や土砂崩れが発生しました。神河町では、心配しておりましたが台風による被害はなく、胸をなで下ろしたところでございます。地球温暖化の影響で台風は年々大型化してきているように思われます。あわせて、台風の進路や速度もこれまでとは違ってきていますので、今後発生する台風について十分に注視する必要があります。

さて、8月3日、かみかわ夏まつりが開催され、1,000発の花火と26の夜店、そしてステージイベントで大いににぎわいました。今年も猛暑の中、7,000人のお客様にお越しいただき、来場者の真上に上がる花火に、神崎小学校グラウンドは大きな歓声に包まれました。改めまして、企画運営から警備、防犯、夜店の参加に至るまで、多くの皆様に御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

25日には、神河町商工会主催の第1回「かみかわ わく WORK TRY!」が開催されました。職業体験に特化した初めてのイベントで、18業種の事業所が出展いただき、50人の子供たちが参加しました。職業体験を通して町内の事業所を知ることと、働く意味や楽しさを感じてもらい、将来の就業、継業、そして、町の活性化につながることを期待しています。

30日には、全日本中学陸上競技選手権大会に出場された中学生4人が私のほうに訪ねてきてくれました。そのうち、3年生の福田花奏選手は100メートルハードルで2位の入賞、同じく、3年生の中村祐友選手は110メートルハードルで7位に入賞と、素晴らしい成績を残されました。ほかにも、小倉百人一首競技かるたや自転車競技大会のほか、近畿大会出場など、神河町在住の学生や神崎高校生など、多くの生徒が全国大会で活躍していただいたことに心から感謝するとともに、これからも神河町は町の将来を担う子供たちを応援してまいります。

次に、連日マスコミ報道されています兵庫県内部告発文書問題につきましては、兵庫県知事のパワハラ疑惑などを調べる兵庫県議会調査特別委員会、いわゆる百条委員会で調査中でございます。このような中、兵庫県市長会は、先日、臨時総会を開催し、県政停滞の早期収束を求める要望書を8月23日に提出。19日には、兵庫県町村会定期総会が開催され、開会挨拶の中で町村会長より、県政混乱に憂慮をしていることを表明されました。いずれにしても、早期に兵庫県議会による百条委員会で真実が明らかにされることとともに、一日も早い正常な兵庫県政運営になることを切望するものでございます。

さて、本日は、第120回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様の御出席を賜り、議会が開催されますこと、厚く御礼申し上げます。今定例会には、報告1件、農業委員の任命1件、条例改正4件、令和6年度補正予算11件、令和5年度各会計の決算認定14件の計31件でございます。議員各位には慎重審議いただき、御承認、可決賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時08分開会

○議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第120回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤田 俊一君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

9番、藤原資広議員、1番、小島義次議員、以上2名を指名します。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部です。

去る8月27日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、本定例会の会期ですが、本日から9月30日までの29日間と決しております。町長から提出されます議案は、報告1件、人事案件1件、条例の一部改正4件、令和6年度補正予算11件、令和5年度神河町一般会計、特別会計、事業会計の決算認定14件の計31件であります。

議会からの提出議案、閉会中に受理した請願はございませんでしたが、陳情1件を受理しております。議会運営基準第142条の規定によりその写しを配付しておりますので、御確認ください。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目と明日の第2日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第5号は了承、第77号議案から第81号議案については、討論の後、表決をお願いすることとしてお

ります。第 8 2 号議案、令和 6 年度一般会計補正予算は総務文教常任委員会に、第 9 0 号議案、令和 6 年度水道事業会計補正予算は民生福祉常任委員会に審査をそれぞれ付託することとしております。第 8 3 号議案から第 8 9 号議案の各特別会計補正予算、第 9 1 号議案、第 9 2 号議案の事業会計補正予算については、討論の後、表決をお願いすることとしております。第 9 3 号議案から第 1 0 6 号議案の令和 5 年度各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後、藤後代表監査委員から令和 5 年度各会計決算について審査の結果を報告していただきます。

決算認定に伴う質疑は、第 3 日目と第 4 日目に行い、設置いたします決算特別委員会に審査を付託することとしております。

なお、決算特別委員会委員は、議会運営基準第 1 2 0 条の規定により、議長と議会選出監査委員を除く全議員を選任することとしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを 8 月 2 2 日の午後 3 時とし、通告があった 4 人の議員により、本会議第 5 日目の 1 8 日に行います。

3 0 日の最終日は、総務文教常任委員会に付託しました第 8 2 号議案や、民生福祉常任委員会に付託しました第 9 0 号議案、決算特別委員会に付託しました第 9 3 号議案から第 1 0 6 号議案について、各委員長から審査報告を受け、討論、採決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長をお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第 2 会期の決定

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から 9 月 3 0 日までの 2 9 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 9 月 3 0 日までの 2 9 日間と決定しました。

日程第 3 諸報告

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、藤原資広委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の藤原です。閉会中の8月20日、総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、お手元の開催結果報告書の中から主な項目について報告をさせていただきます。

まず、教育委員会関係でございます。

公民館につきましては、施設整備・設備・機器の改修についてであります。最初に、グリーンデルホールロビーのロールカーテン設備の下請業者はどこかの問いに対しまして、協力業者は、姫路市にあるカーテン業者のトリコロールイリエが施工したとの答弁でございました。

続いて、工事の施工責任の問題もあるので、下請業者と協力会社の区分について、入札参加者審査委員会の中でしっかり議論し、明文化した共通の認識が必要と思うがどうかの問いに対しまして、審査会の中で下請業者等の取扱いについてしっかりと確認していくという答弁でございました。

次に、学校教育関係でございます。最初に、GIGAスクールの取組状況についてでございますけれども、GIGAスクールで運用支援に関する支援員が導入されているが、その効果はどうかの問いに対しまして、2人の方に各校半日ずつ支援に行ってもらっている。先生方からはすぐ対応してもらえると好評であるとの答弁でございました。

次に、現状の人数で足りているのかの問いに対しまして、学校の大きさによって違ってくると思われるので、中学校や神崎小学校の先生からニーズなどを聞いていきたいとの答弁でございました。

最後に、GIGAスクールで子供たちに係る成果はどのようなものがあるかの問いに対しまして、子供たちはタブレットの操作などすぐに順応している。どちらかという、先生が授業でどのように利用されるか、先生方への研修が必要ではと考えるとの答弁でございました。

それから、小学校の適正規模・適正配置についてに係る項目につきましては、最初に、長谷小学校の統合について、保護者からアンケートを取ってほしいと4月頃に要望があったと思うが、いまだに何の回答もないのはどういうことかの問いに対しまして、保護者からアンケートを取っていただけないかという依頼を受けた。その内容について、小学校PTA代表の方に、こういう内容でアンケートを取ったらどうかと提案しているが、今のところ回答はない。今後、その内容や実施時期等について検討を進めていきたいとの答弁でございました。

次に、対応が遅い。4月に要望を受けたら、現在の進捗状況を要望者に説明しなければ状況が分からない。デリケートな問題なので、年1回の会議で対処できるものでもな

い。保護者は一生懸命考えておられる。個人的ないろいろな問題について質問や相談があれば、その都度回答していかなければ不平不満につながる。学校の統廃合や存続について、教育課として一定の方向性を示してほしいとの問いに対しまして、説明や回答が遅れていることについては反省している。PTA会長や学校長とも相談しているところで、今後どのようにしていったらよいか、皆さんの合意形成が必要と考えている。教育的には、人数が少ない中、複式学級で学んでもらっている。一人での学びが多いので、適切かどうか考えている。7月の会議でも御意見をいただいているので、取組を進めていきたいとの答弁でございました。

次に、行政として学校を開設する以上、当然、校区というものが出てくると思うが、教育委員会として校区についてどう考えているかの問いに対しまして、一部、長谷小学校の統合については、いろいろと検証していく必要があると認識しているとの答弁でございました。

次に、学校についての意見交換会を関係者全体で開くとかえって意見が言いにくくなるので、関係者ごとに分けるなど、もう少し細やかな配慮を持って会議を開いたら、いろいろな意見が出てくると思う。ある程度の指針は教育委員会が決めるなど、丸投げや満場一致を求めず、進め方を一考してほしいとの問いに対しまして、今言われたように、少し小さな集団、幼稚園、小学校、区長などに分けることも併せて考えていきたい。これまでも、小学校の統合では、地域の総意、保護者の総意を基本に置かせていただいていた。全会一致はなかなか厳しいので、なるべく総意に近づけるようなところを見いだせるよう、提案いただいたことも併せて進めていきたいとの答弁でございました。

最後に、普通交付税基準財政需要額に小学校1校当たりの基準額があると思うが、交付税でどれだけ算定されているのか、概算でも分かれば教えてほしいとの問いに対しまして、交付税の基準財政需要額に算入されている小学校、中学校の概算の額については、児童数、学校数、学級数が基礎となっており、小学校が1億2,000万円ほど、中学校が6,500万円ほど、合わせて1億8,000万円ほどです。そのほかでは、電算関係、GIGAスクール構想なども少し算入されているとの答弁でございました。

それから、当委員会からの政策提言についてに係る分ですけれども、長谷小学校が統合する、しないで、スクールバスの導入にも影響があるのではないかと。スクールバスについて、運転手や車両の確保が難しいから無理だと報告されているが、いずれも取組が遅いと思うの問いに対しまして、スピード感を持ってやっていく。議会からの政策提言は、令和6年度からの取組に向けての提言だと認識している。時間はかかっているが、通常業務にプラスアルファで取り組んでいることに理解いただきたい。スクールバスに係るコストについては、フルスペックでスクールバスの導入ということで検討している。株式会社ウイング神姫が、運転者や車両不足で実施が困難と言っているが、これができるのであれば、コミュニティバスやデマンド交通の内容も当然変わってくると思う。無理なら、できる方法はないか、いろいろな方法を検討するよう指示しているとの答弁

でございました。

次に、施設の運営・維持管理の状況についてでございます。きらきら館の空調設備故障について、令和5年度にキュービクル工事も含め、2系統の空調修繕工事をしたのに、それが動かなくなったのか。もしそうなら、業者の瑕疵担保責任があるのではないかの問いに対しまして、昨年、3系統のうち2系統の空調設備取替え工事とキュービクル工事を行ったが、今回の故障は、昨年は動いていた残りの1系統が今年4月20日から動かなくなり修理するもので、昨年度とは別系統への対応であるとの答弁でございました。

それから、その他、報告・懸案・提案事項に係る分につきましては、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設の名前が決まったのはよいが、実際の運営の形態を早く決めないといけない。直営であれば、人事配置の問題が出てくる。秋には採用試験も行われるので、今の時点で直営か指定管理か、方向性が決まっていなければならないが、一向に報告がない。管理運営の方法について、現時点での検討状況を教えてほしいとの問いに対しまして、管理運営については、指定管理も含めて検討してきた。委託、指定管理にした場合、5年で1億6,500万円かかるという見積りをもらっている。費用面では、直営でいくべきとのことで、現在、教育課で設置及び管理に関する条例のたたき台をつくっている状況であるとの答弁でございました。

続いて、それは町の方針として決まっているのか、政策調整会議等も必要な事項ではないかと思うが、その辺りの状況を教えてほしいとの問いに対しまして、関係者会議ということで、ひと・まち・みらい課、教育課、中央公民館、財政担当も含めて協議をした。図書の部分を中心に軸足を置くと、図書館司書という専門職を入れることを視野に入れ、直営でいこうと内部調整している。施設管理や公園管理については、外部委託しないと無理だろうと今考えているとの答弁でございました。

給食センターにつきましては、主立ったものはございませんでした。

税務課、会計課につきましても、特にありませんでした。

それから、総務課関係でございます。

公立神崎総合病院の経営改善について。病院改革の会議をされているが、町から、もっとこういうことをやれば改革ができるのではないかと、こういうことをやればよりよい方向に行くのではないかというような意見を出すなど、目的に向かった議論をする必要があると感じるがどうかの問いに対しまして、その段階まで達すれば、経営改革がかなり進んだ段階になると捉えている。順を追って試行錯誤しながら動いている。病院の改革強化プランについては、しっかりとコンサルが後ろについて検証もされた中で会議に上がってきている。その内容も含めて、町として進捗の管理、評価もしている。最終的には、進捗しているが効果が見えないのではないかというような議論まで行きたいと思っている。

続きまして、危機管理システム構築の進捗状況と実践に向けた取組に関する事項につきましましては、内部統制・危機管理マニュアル一覧を見ると、危機管理マニュアルばかり

が一覧に出ている。監査では、例えば、税務課の固定資産評価調書を出す場合、業務マニュアル的なものも含めて出すように言った。それも含めての内部統制・危機管理マニュアルという位置づけであると認識しているかどうかの問いに対しまして、そのように認識している。この一覧については、従前から危機管理の観点で総務課が求めてきたものなので、中身を一回点検する。担当課で持っているものもあるので、業務マニュアルか危機管理マニュアルか、中身を見て仕分をしたい。今、監査で求められているのは、業務継続につながるという見方で業務マニュアルを点検させてほしいということだと理解している。

続きまして、公共工事の入札・契約事務チェックリストについての分でございます。7月31日に執行された入札で問題が発生した。公共工事では、設計図書等を添付して起工について伺いを上げる決裁と、入札執行について伺いを上げる決裁と、2つの決裁がある。今回は入札執行に係る事務レベルの決裁でミスが発生したことが原因だと思うが、チェックリストの様式を少し変えるだけでミスは防げると思うがどうかの問いに対しまして、このチェックリストは、項目ごとにレ点を入れて取扱いに間違いがないかを確認する様式となっている。しかし、現行では、担当者だけがチェックするようになっており、ダブルチェックがかかっていないと監査で指摘を受けた。ダブルチェックが入れられるように今書式を変えようとしている。今後は、今回のようなミスを再発させないために、全ての起工伺いにチェックシートをつけてダブルチェックを入れた後に、入札執行責任者として副町長もチェックを入れ、トリプルチェックのできるような形で進めていこうと思っているとの答弁でございました。

それから、ふるさと納税の仲介業者についての項目につきましては、ふるさと納税の件で仲介業者がポイントを付与しているが、総務省は、仲介料の関係でポイントをつけている業者は仲介業者から外すというような指導をしている。神河町は、仲介業者について総務省から指摘があったのかの問いに対しまして、ポイントの付与については、来年10月から禁止となるので、ポイントを付与している業者がどのように是正していくのか、今から1年かけた課題だと思っている。基本的には、取りまとめの業者がいなければふるさと納税は難しいので、業者に徹底していただくよう進める。これは神河町だけの問題ではなく、全国的な課題だと捉えているので、是正も全国的に進むものと考えているとの答弁でございました。

それから、人事院勧告等につきましては、春闘で初任給が2万円ほどアップとなっているが、会計年度任用職員の給料表もベースアップで上がるのかの問いに対しまして、最低賃金が10月から1,052円に上がるのに伴い、この時給に達していない会計年度任用職員の時間給を、まずは1,052円に引き上げることになる。令和5年度から会計年度任用職員も、正規職員同様に4月まで遡って支給となるので、給料表の改定を12月に提案することになる。

以上、質疑のあった主なものを報告しましたが、これ以外の質疑応答につきましては、

お手元の報告にまとめておりますので御覧いただきたいと思います。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、民生福祉常任委員会、松岡宣彦委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（松岡 宣彦君） 皆さん、おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の松岡です。閉会中の8月9日に民生福祉常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元に配付しております民生福祉常任委員会開催結果報告書を御覧ください。

(1)番、公立神崎総合病院です。収益・患者数の状況について。入院、外来数と収益が減少している。透析や新型コロナウイルス感染症が減少したとのことだが、それらが要因かという問いに対し、入院収益の減少の要因としては、4月に手術件数の減少があり、昨年と比較すると31件から23件に減少した。また、透析患者数も、入院での透析回数が、4月に110回から17回と著しく減少した。その原因は、多数の透析患者が亡くなられ、新たな患者が増えなかったためである。外来収益の減少の要因としては、昨年5月から新型コロナウイルス感染症の診療報酬上の特例が縮小されたことと、透析患者が減少したことであるという答えでした。

次に、健全経営に向けた取組状況について。経営改善計画の進捗状況を知りたいという問いに対し、地域密着型多機能病院をスローガンに、外来から入院を重視し、長期療養が必要な慢性期医療の患者対応や、在宅介護されている家族の休息をサポートするためのレスパイト入院、さらに、通院が難しい患者に対する訪問診療、在宅医療の提供など、地域に密着した病院を目指し、それが経営改善、患者の確保にもつながるように取組をさらに強化して取り組んでいるところである。また、これらの取組を皆様に周知するために、院外報の発行やSNSを活用した情報発信を考えているという答えでした。

(2)番、健康福祉課。まず、地域包括ケアシステム構築及び協議体の進捗状況についてです。看とり支援部会とは何ですかという問いに対し、委員構成は、医師会や訪問看護、ケアマネジャー、地域包括支援センターの職員で、本人の意思の尊重や家族内の協議などの課題について話をしている。また、本年7月から神崎総合病院も訪問診療をしているが、やはり、医療との体制が整わないと在宅でのみとりができないので、何がネックになるかというあたりの検討会を行っているという答えでした。

また、認知症初期集中支援チームの設置とあるが、どのような支援がされるのかという問いに対し、神崎総合病院の認知症の認定ドクターや認知症専門ナース、リハビリの先生、地域包括支援センターが定期的な会議を行っており、認知症と診断を受ける前や認知症の初期段階での対応等を、ケアマネジャーの意見も交え、検討を行っているという答えでした。

次に、当委員会から出しておりました政策提言についてです。令和5年度の民生福祉常任委員会からの政策提言で、保健師や専門職員が在宅の介護認定者等の家族のケア訪問を行い困り事を傾聴されることを提案していたが、進捗状況はという問いに対し、医

療機器の酸素吸入器を使用されている方などを優先的に、現在 8 名訪問している。特に、介護者負担が重度である 2 世帯の方や、寝たきりで夜間に体位交換が必要な方、高齢者が高齢者を介護している方を訪問し、御本人、御家族の気持ち等をお聞きした。神崎総合病院で実施されているレスパイト入院について、介護者負担が重度の方や医療機器を使用されている方からは実施により助かっている旨の話を聞き、また、病院へ行くだけでもすごく負担を感じていた方からは、神崎総合病院の往診が本当に助かっているという御意見もいただいている。介護される方の心配は、体調の急変や食事が取れなくなるといった本人への身体的な心配が一番大きいと言われているという答えでした。

(3)番、住民生活課。町営住宅の管理運営についてです。新野と中村の町営住宅の空き戸数が多く、約半分が空室状態で長期間続いている。入居要件は町独自で設定できないのかという問いに対し、地域優良賃貸住宅の要綱が国で定められている。所得要件のほかに、子育て世帯、新婚世帯、高齢者、障害者など一定要件が定められており、当町は子育て世帯と新婚世帯に限定して国に申請している。入居要件の変更が可能か、国に確認するという答えでした。

次に、神崎郡ごみ処理施設建設用地造成工事に係る残土運搬についてです。郡ごみ処理施設建設用地造成工事に係る残土処分は、令和 6 年 8 月 8 日から令和 7 年 1 1 月の間に総量何立米を運搬する予定かという問いに対し、発生する残土の量は 5 万立米と聞いているという答えです。

当町の残土処分場は、今後、ほかの場所を探す必要がある中、当町だけで 5 万立米を処分するのではなく、市川町、福崎町と 3 町で分けるべきではないのかという問いに対し、中播北部行政事務組合から各町へ公共事業で残土が必要な場合の情報照会があり、福崎町の事業で残土が欲しいと言われている旨の情報が入っている。今回の残土は、ニガ竹残土砂等処分地ではなく、山陽採石株式会社に運ばれると認識しているという答えでした。

続いて、当委員会からの政策提言についてです。民生福祉常任委員会から政策提言で、2050 ゼロカーボンに向けて住宅用太陽光パネル及び蓄電池の共同購入事業導入を提案したが、その進捗状況はという問いに対し、県が県全域で同様の事業を進めている動きがある。当町としては、令和 6 年度中の参加を計画していたので、県の動きも見据えながら、今後、参加に向けた状況を報告するという答えでした。

続いて、上下水道課です。下水道施設統廃合計画・長寿命化計画の取組状況についてです。大河内処理区、南小田処理区、上小田処理区の総合が完了し、年間約 370 万円の経費削減が見込めるとあるが、どのような経費が削減されるのかという問いに対し、主には処理場 1 か所分の管理委託料と電気代が削減されるという答えでした。

続いて、配水池更新工事に係る債務負担行為についてです。経緯の説明が上下水道課の課長からありましたので、その答弁の内容を朗読したいと思います。

改めて、今回の配水池更新工事に係る債務負担行為について、説明をさせていただきます。

たいと思います。まず、経緯ですが、令和6年3月定例会で水道事業の当初予算を上げさせていただきましたが、令和6年度分の工事請負費のみが計上となってしまっており、本会議でも委員会においても、この配水池の更新工事は令和6年、令和7年の2か年の債務負担行為工事で行いますと説明しているにもかかわらず、第5条で債務負担行為の条項を計上しなくてはいけないところ、未計上になってしまっていました。

次に、工事は、令和6年6月に設計書とともに起工伺を回していますが、本来なら、この時点で債務負担が組まれていないことに気づくはずですが、勘違いと思い込みにより確認漏れ、確認もされず、入札の執行となってしまいました。令和6年7月31日に入札執行をしまして落札いただいたわけですが、別件の下水道事業で9月の補正予算において債務負担行為の検討をしているときに、水道事業で債務負担行為が計上されていないことに気がつき、落札業者に事情を説明し、補正予算で債務負担の可決をもらうまでは仮契約とすることをお願いし、了承をいただきました。

今回のようなミスが起こった原因ですが、一つは、担当者は初めての当初予算であったということ、それから、担当者を含めチェックする管理職の企業会計の知識不足、そして、工事担当者と会計担当者の情報共有ができていなかったことも原因の一つであると思います。また、債務負担がされていると思い込みで事業を執行してしまっている、チェック確認が抜けてしまっているということ、本当に基本的なことができていない、恥ずべきことであります。

今後の対応としまして、落札業者と仮契約をさせていただいておりますので、9月定例会で補正予算、債務負担行為の条項を計上させていただき、可決後、本契約をさせていただきたいと思っております。また、再発防止として次のことを行っていきます。一つは、工事担当者と会計担当者の情報共有を必ず行います。工事発注前には、工事担当者が予算の確認を必ず行うようにします。もう一つは、会計担当者だけでなく、管理職、そして工事担当者も企業会計の知識を上げるよう研修を受けます。それと、資料には記載しておりませんが、入札契約事務チェックリストというものがございまして、その利用を徹底いたします。今回の事務のミスを深く反省させていただきまして、二度とこのようなミスがないように確実な確認を行い、執務に専念いたしますという経緯説明でした。

また、配水池更新工事に係る債務負担行為についての補足説明として、副町長も答弁されました。その内容は、本件につきまして担当課長から説明させていただいたとおりなんですけれども、私のほうからも、事務の責任者であるという立場と併せて、入札に関して入札参加者審査委員会をやっております。その責任者でもあります。このペーパーでいいますと、起工伺のときに本来は気がつかないといけないんですが、最悪、このときに気づかなかったとしても、審査委員会の中で議論をする際に、予算があるのかないのかも含め、再度点検をするというふうなこともできたはずだというふうに思っています。そのことも併せて、抜けていたなというふうなところがあります。本当に簡

単な単純ミスをしてしまったなというふうに強い反省の思いであります。

以降につきましては、担当課長もお話しさせていただきましたけれども、チェックリストの活用であるとか、審査会での二重三重のチェックを加えていくということで、このような恥ずかしいことにならないように取り組んでまいりたいと思いますので、どうか、9月補正上げさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上ですという答弁がありました。

このことについて、委員会側の意見です。一つは、大変なミス。まず、予算編成のときに気づかない。前回の5月の委員会で、令和6年、7年の債務負担行為は書いてあるが、2億2,000万円の予算しか書いていない。実際の落札金額が2億6,000万円。これは、根本的にミスし過ぎのチェックしなさ過ぎである。当初予算の計上でミスして、チェックも漏れて、入札審査会でもチェックが漏れて、前回の5月の常任委員会の資料を作るときでもミスをし、なおかつ、提出するときのチェックも漏れていた。実際に入札後、初めて気づいたという、とんでもないことである。今回の再発防止策ぐらいでは、再発防止はできないのではないかという意見。また、非常に残念というか、またかという思いである。原因、また今後、再発防止策を見れば、過去こんなことを何回も言っている。そして、また今回、同じことがあって、また再発防止に努めますでは、次起きたらどうしますか。議会は否決しなければなりません。今回、この件でも議会で可決されるかどうか分かりません。完璧な防止策を取る思いが伝わってこない。事件が起これば、また、すみませんですか。他の事業においても、実際やろうという思いとか危機感がないということは何回も委員会でも出てきた。今回も同じです。やっぱり、それに対する思い、危機感がないから、完全に基本的なミスがまた起こってしまったということです。こういう意見が委員会から出ました。

以上、大まかな報告となりますが、これ以外の項目については、お手元の報告書にまとめておりますので、御確認ください。前回定例会の住民生活課に続き、今回は上下水道課の配水池更新工事に係る債務負担行為について大きな問題が発覚しました。民生福祉常任委員会としては、このような失態が続くことについて強い懸念を持つことになりました。

以上、執行部におかれましては、報告書を読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで民生福祉常任委員会の開催結果の報告を終わります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願ひします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員会委員長の藤森です。

閉会中における産業建設常任委員会の報告をいたします。委員会は、去る8月6日に開催をいたしました。

まず最初に、建設課であります。河川環境整備事業であります。兵庫県の土砂しゅんせつ予定箇所と町の環境整備予定箇所の調整を行い、本年度の予定箇所が決定いたしま

した。

実施予定河川であります。越知川（作畑、山田）、猪篠川（吉富、大山）、東山谷川・中島川（中村）であります。竹ノ内川（加納）、以上でございます。

実施内容につきましては、河川内の除草及び立木伐採、可能な限り根起こしと河床の整正。これ以外の河川においても、予算の執行状況を見ながら、可能な範囲で実施を検討していきたいとのことであります。

次に、地方創生道整備推進交付金事業でございます。主な質疑でございます。町道野村沢線・町道光明寺線の完成予定はいつ頃になるのかの質疑に対し、町道野村沢線は順調に進んでおり、来年度あたりから工事を進めて2年ぐらいかかると思う。光明寺線は、河川など県との調整とのり面の工事に費用がかかるなど、全体の工事費が膨らんできそうなので、二、三年は延びる可能性があるであります。

これに対する質疑。光明寺線は遅れるとのことだが、集落内の墓の移転などが影響しているのかの質疑に対し、墓の移転や建物の取壊しなどは考えてなく、買える用地を購入し、水路を入れ替えて蓋をして道路を広げていく考えで、比較的にスムーズに進むと思っているの回答であります。

次に、地籍課であります。地籍課の調査事業は順調に進んでおります。

主な質疑であります。スズメバチや熱中症の対策状況はどうなのかの質疑に対し、スズメバチの情報は今年度は聞いてないが、それ以上に、熱中症特別警戒アラートが発表されるなど、熱中症に十分注視しながら現場調査を進めていきたいと考えているの答弁であります。

次に、農林政策課であります。食べ盛り応援神河米事業であります。この事業は、人口減少抑制や健全な地域農業の継続を目的に、小・中学校の保護者に町内産つきあかり30キログラム（15キロ×2袋）を給付する事業であります。

これに対する質疑であります。米不足で米の値段が高騰してきている。生産農家と30キロ6,500円の価格で買い取る契約とのことだが、農協の買取り価格が上がれば、同等の価格で買い取るべきではないかの質疑に対し、予算時期に生産者との話合いの中で、子供のためなら協力してやろうとのことと価格を決定した。買取り価格は据置きということで了承をいただいているの答弁に対し、理解はできるが、買いたたきにならないように、気持ちよく協力していただいているので、よく考えていただきたいの質疑に対し、但馬米穀や神崎フードに出す分の絡みもありますので検討していきたい。農業振興の一つとしてやっていただいているので、価格が確定した段階で再度検討したいの答弁であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。公共交通事業であります。

質疑であります。デマンド型交通は、令和6年度は小田原線と越知谷方面とのことだが、進捗状況はの質疑に対し、越知谷線では、地域自治協議会とデマンド型交通について説明をしているのですが、まだ実施に至っていない。上小田線については、町として

の方針が出てない中、まだ早いと言われている状況である。

次の質疑であります。キャラバンを2台購入されたのに、どうしているのか。進め方がずさんではないのかの質疑に対し、キャラバンについては、あまり使われてないのが現状です。財源的なこともあり、予算がついたときに購入した経緯がある。反省はしている。運行について、前に進めていきたい。今年度中、早いうちに走らせるようにしたいの答弁であります。

次の質疑。自動運転バスの視察に行っているが、今、神河町に必要なのか。それよりももっと進めなければいけない大事なことがあるのではないかの質疑に対し、運転手不足はそう遠くはないと思っている。自動運転バスは今後必ず必要となってくると思うの答弁であります。

これに対し、必要か、ないか、判断すれば分かる。今すべきことは、スクールバスにしろ、デマンド型交通を前に進めることが大事ではないかの質疑に対し、生徒児童の送迎についてはスクールバス、他の部分についてデマンド型交通が多い、そういうことを踏まえて、今後の対策を検討していきたいの答弁であります。

次に、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設事業であります。これに対しての質疑。工事に当たり、町内業者への下請率10%が行われていないのが現状である。達成するように業者へ徹底した指導をすべきではないか。できないのなら、何らかのペナルティーを科す方法でいかなければいけないのではないかの質疑に対し、現実的には厳しく、下請率2%状況である。ペナルティーまではいかないが、努力してほしいとしか言えない。引き続き申し入れていきたいの答弁であります。

これに対し、下請率2%とのことだが、入札時にうたっているのだから、しっかり指導してもらいたい。達成できないときは、議会として認められないの質疑に対し、達成できないときはどうするかも考え、可能な限り努力していただくように伝えたいの答弁であります。

次に、指定管理の管理状況であります。それに対しての質疑。グリーンエコー笠形の決算状況を見ると大分改善されている。ホテルモンテ・ローザについては、大きな赤字となっているが、それぞれの要因は何かの質疑に対し、グリーンエコー笠形については、徹底した経費節減、その中でも赤字の圧縮の一つはシェフの退職が大きいと聞いている。また、学校関係のオリエンテーションやファミリー向けの集客に力を入れるとのことである。ホテルモンテ・ローザについては、国の旅行支援キャンペーン時は来客が多かったが、なくなり次第激減した。一番大きいのは、光熱費や燃料費等の高騰が要因と聞いている。

次の質疑であります。グリーンエコー笠形について、やっぱり長い目で見たら料理長は必要だと思う。シェフが退職して節減できたというのもおかしいと思う。ホテルモンテ・ローザについても、60人ほどのバーベキューガーデンの使用を申し入れたが断っていると聞く。これに対しての答弁であります。両者とも再度確認し、協議して指導を

していくの答弁であります。

次に、夏まつりの事業に対して。来客者、特に高齢者の声であります。会場に座るところがない、座るな、座るなの放送であり、高齢者には来ないでというふうに感じると多くの方の声が耳に入ってきました。高齢者用のスペース等をつくるなり、皆さんに寄り添った夏まつりにできるようにできないかの質疑に対し、敷物や椅子があると将棋倒しになりかねないと福崎警察署から安全対策上指導を受けている。次回から高齢者に配慮した形でできないか、十分協議し、前向きに検討していくの答弁であります。

次に、委員会終了後、委員会討議を行い、令和7年度予算に対し、委員会としての政策提言について討議を行いました。一つは公共交通であり、視察や調査研究により、成果があれば提言をする方向であります。調査結果については、次年度へとなる可能性もあります。また、そのほかについての提案について検討中であります。

次に、そのほかの活動についての報告をいたします。県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会総会についての報告をいたします。

8月22日に市川町役場において開催されました。市川町議会議員とともに、県道長谷市川線改良促進について姫路土木事務所福崎事業所長と2町からの要望事項について意見交換を行いました。

神河町からの要望と答弁であります。鍛冶・大河地内の歩道マウントアップの改良についての回答であります。県としては通学路対策を中心に取り組んでおり、歩道がアップダウンすることで高齢者にとっても厳しい状況であるとのことだが、少ない県予算の中で選択し集中して取り組んでおり、歩道がないところから優先しているとの答弁であります。また、新野駅南300メートルについて、舗装工事を本年度中に実施するとの回答であります。あとの半分は、まだ未定であります。

次に、デマンド型交通を含む公共交通についてです。7月31日に、大学と連携を取っている摂南大学から、町内の時間帯別の公共交通不便地域の分析、ライドシェアに関する情報共有、今後の公共交通の在り方について報告を受け、意見交換を行っております。詳細については、タブレットをお願いします。

最後に、公共交通における先進地への行政視察であります。8月26日、京都府京丹後町及びNPO法人「気張る！ふるさと丹後町」へ先進地視察を行いました。京丹後市では、公共交通の現状や交通空白地の考え方、NPO法人「気張る！ふるさと丹後町」では、法人が実施する自家用有償運送「ささえ合い交通」について行政視察を行いました。今後、さらに摂南大学と連携し、神河町における公共交通について、行政に対して委員会としての方向性を示していきたいと考えております。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 以上で各委員会の報告が終わりました。

それでは、ここで、私のほうから6月定例会以降の主立った事項について報告いたします。

6月27日、中播北部行政事務組合議会臨時会及び全員協議会が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。

7月1日、高砂市制70周年記念式典が開催され、私が出席しております。

7月2日、令和6年度神崎郡民主化推進連絡協議会定期総会が市川町就業改善センターで開催され、私が出席しております。

同じく7月2日、神崎郡議長会議長・局長合同会議が神河町で開催され、私が出席しております。中播消防署庁舎建て替えに係る要望等について協議をいたしました。

7月6日、神河町人権文化推進協議会主催の人権啓発講演会が開催され、各議員に参加いただいております。

7月7日、養父市制20周年記念式典が開催され、私が出席しております。

7月8日、日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線鉄道整備・利用促進協議会総会が朝来市で開催され、私が出席しております。

7月10日、北海道羊蹄山麓町村議会正副議長会が、議会による政策提言について、行政視察で来町されています。議会からは、小寺俊輔議会改革調査特別委員長、安部重助同委員会副委員長と私が出席し、対応しております。

同じく7月10日、「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会が神河町中央公民館グリンデルホールで開催され、各議員に出席していただいております。

7月12日、兵庫県町議会議長会役員会が神戸で開催され、私が出席しております。

同じく7月12日、第196回兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。議事は、令和5年度同組合一般会計歳入歳出決算の認定、議長・副議長及び副組合長の互選、監査委員の選任同意など、原案のとおり承認、可決しております。

同じく7月12日、令和6年度兵庫県町議会議長会第2回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、令和5年度県町議会議長会一般会計歳入歳出決算の認定、令和7年度県予算編成及び施策の策定に関する要望及び令和6年度研修事業実施計画等について、原案のとおり承認、可決しております。

7月16日、兵庫県町議会議長会正副委員長研修が神戸で開催され、各常任委員会、特別委員会の正副委員長6名と私が参加しております。研修では、株式会社広瀬行政研究所代表取締役廣瀬和彦氏から「正副委員長のための議会運営」と題して講演を受けております。

同じく7月16日、かみかわ夏まつり第2回運営委員会が開催され、私が出席しております。

7月17日、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開催され、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。

7月19日、かみかわハートフル商品券抽せん会が神河町商工会で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長に参加いただいております。

7月23日、こどもの居場所づくりトップセミナーが神戸で開催され、安部重助議員と私が出席しております。認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長、湯浅誠氏から「地域づくりとしてのこどもの居場所づくり」と題して講演を受けています。

7月24日、兵庫県町監査委員協議会役員会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員が出席されております。

同じく7月24日から25日、兵庫県町監査委員協議会臨時総会及び第1回研修会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員、吉岡嘉宏議選監査委員が出席されております。

8月1日、第59回神崎郡人権教育研究大会が市川町立甘地小学校で開催され、私が出席しております。

8月2日、令和6年度兵庫県地方議会協議会が県庁で開催され、私が兵庫県町議会議長会副会長として出席しております。県議会議長、副議長、各会派政務会長に対して、少子化対策への取組、若者・Z世代が輝く兵庫づくりと主権者教育について、市議長会、町議長会の出席者から意見が述べられ、県議会側との意見交換を行いました。

8月3日、第17回かみかわ夏まつりが神崎小学校周辺で開催されました。議会からは、小島義次議員、吉岡嘉宏議員、松岡宣彦議員に当日朝からの会場準備に参加いただいております。夜空に1,000発の花火が打ち上げられ、観客約7,000人の歓声と拍手に大変感動いたしました。

8月7日、令和6年度広報研究会が神戸で開催され、小島義次広報公聴活動調査特別委員長ほか全委員が出席いたしております。

8月20日、令和6年度神崎郡交通対策協議会総会が開催され、私が出席しております。

8月22日、令和6年度県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会総会が市川町役場で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長ほか全委員と私が出席しております。議事は、令和5年度の事業報告及び会計決算、令和6年度の事業計画並びに予算及び令和6年度役員改選についてで、いずれも原案のとおり承認、可決しております。

8月29日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開催され、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。定例会ごとに発行しております議会だよりについては、7月11日に第81号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で、閉会中の主立った事項について、報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。

午前10時14分休憩

午前10時35分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

議案の審議に入る前に申し添えておきます。

議員各位におかれましては、会議規則第 5 4 条第 1 項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第 5 5 条第 1 項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができないと規定されています。会議規則第 5 4 条及び第 5 5 条を遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な御答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第 4 報告第 5 号

○議長（澤田 俊一君） 日程第 4、報告第 5 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 5 号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当はございません。実質公債費比率は 1 1.9 %、将来負担比率は 5 1.7 %で、いずれも早期健全化基準未満の比率でございます。

また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので、該当はございません。

以上が報告理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、報告第 5 号につきまして、詳細につきまして御説明を申し上げます。

まずは、2 ページのほうお願いをいたしたいと思います。2 ページは報告書でございます。まず、1、健全化判断比率でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれに赤字ではございませんので、ハイフンの表示としてございます。実質公債費比率につきましては 1 1.9 %、昨年度の比率が 1 1.7 %でございました。

ので、0.2ポイント上がったところでございます。それから、将来負担比率でございます。51.7%、昨年度の比率が38.1%でございました。したがって、13.6%と少し上昇、上回りをしたところでございます。これらの比率につきましては、右の欄の早期健全化基準未満となっております。

続いて、2、資金不足比率につきましては、それぞれにおいて資金不足を生じておりませんので、これにつきましても全てハイフンの表示となっております。

次に、6ページから10ページにつきまして、参考資料を添付をしてございます。この資料につきまして、詳細につきまして説明をさせていただきたいと思いますが、説明に当たりましては、少しページが行き来をしますが、あらかじめ御了承をいただきたいというふうに思います。

6ページにつきましては総括表をつけてございます。そして、7ページにつきましては実質赤字比率と連結実質赤字比率、8ページは実質公債費比率、9ページにつきましては将来負担比率の算定表となっております。そして、10ページなのですが、それぞれの算出方法ということで掲載をさせていただいてございます。

それでは、主に説明のほうは10ページの算出方法の資料を中心に説明をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

10ページのほうを見ていただきたいと思います。まず、実質赤字比率でございます。これは普通会計の赤字比率でございます。算出につきましては記載のとおりでございます。分母につきましては標準財政規模、分子は一般会計等の実質赤字額でございます。

分母の標準財政規模につきまして御説明をさせていただきたいと思います。8ページに総括表③がございます。そちらのほうを御覧いただきたいと思います。中段の令和5年度の⑫標準税収入額等、それから⑬普通交付税額、⑭臨時財政対策債発行可能額の、この3つの額を足した合計が標準財政規模でございます。額にしますと54億3,603万8,000円となっております。

次に、分子につきまして御説明をします。分子につきましては、一般会計等の赤字額でございます。7ページに総括表②をつけてございます。そちらのほうを少し御覧いただきたいと思います。左の欄、表の上段に一般会計等という欄がございます。一般会計から長谷地区振興基金特別会計までの実質収支額の小計でございます。いずれも見ていただいたとおり黒字となっておりますので、この比率につきましては、結果的にハイフンの表示となります。

10ページのほうに戻っていただきまして、次に、連結赤字比率でございます。分母につきましては、標準財政規模で、先ほどの実質赤字比率と同様でございます。

少し、7ページの総括表②に戻っていただいて、見ていただきたいと思います。分子は、先ほど申し上げました一般会計の小計に、その下、国民健康保険事業特別会計から右下の土地開発事業特別会計の実質収支額及び企業会計の剰余額を全て足した合計でございます。御覧いただいたとおり、いずれにつきましても黒字となっておりますので、

この比率につきましても、結果的には該当がございませんのでハイフンの表示としております。

また、申し訳ありません、10ページに戻っていただきます。実質公債費比率でございます。まず、分母でございます。標準財政規模から普通会計の元利償還金及び企業会計等の準元利償還金に係る基準財政需要額の算入額を差し引いた額、分子につきましては、地方債の普通会計と企業債の元利償還金等の合計額から特定財源と元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額を差し引いた数字を用いて算出することとなっております。

少し内容につきまして説明をいたします。申し訳ありません、8ページの総括表③を御覧いただきたいと思います。まず、分母でございます。標準財政規模から差し引く交付税算入額につきましては、上段の右端、⑨から⑪の令和5年度の合計額、これが11億7,975万2,000円となります。この数字が普通交付税の基準財政額に算入された公債費の元利償還金でございます。続いて、分子で、地方債の元利償還金等は、上段①から⑦までの令和5年度の合計額でございます。これ合計しますと、17億8,102万4,000円となります。続いて、差引き額が⑧から⑪の合計額になります。12億3,238万4,000円となり、それぞれの額を用いて算出されました令和5年度の単年度の実質公債費比率につきましては、中段右から2つ目の欄になりますが、12.89011%になってございます。これを3か年平均すると、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3か年平均、令和5年度の決算におけます実質公債費比率は11.9%という比率が算出されます。

続いて、将来負担比率につきまして御説明を申し上げます。申し訳ありません、9ページ、総括表④を御覧いただきたいと思います。分母でございますが、先ほど御説明をいたしました実質公債費比率の分母と同様でございます。そして、分子のほうの説明ですが、将来負担額は、上段の合計、一番上の段の合計ですが、183億5,959万6,000円、差し引かれます充当可能財源等につきましては中段の3つの合計になります、161億5,692万2,000円でございます。この算出によりまして、分子につきましては22億267万4,000円、分母につきましては42億5,628万6,000円。これを計算しますと、令和5年度の将来負担比率が算出されます。51.7%という比率が算出をしております。

最後、申し訳ありません、10ページに戻っていただきたいと思います。最後です。公営企業の経営の健全化を表します資金不足比率につきましては、それぞれ不足額はございませんので、この比率についても該当がございませんのでハイフン表示としてございます。

これらにつきましては、企業会計の財政状況調査、普通会計の財政状況調査を基に、国により示されたシートにより算出をしているところでございます。今現在、県・国のほうに報告をしているところでございます。ですので、令和5年度の全国のそういった

比率については、今後取りまとめがされ、報告のほうが来るということでございます。

以上、詳細につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。2点ほどお尋ねします。実質公債費比率については、0.2ポイントで現在のところ推移しておりますが、今後、病院、それから図書、公園、消防施設、あと、ごみ処理施設等の建設が控えております。今後の元利償還金について、具体的にどのぐらいになるのか教えてほしいのが1点。

次に、将来負担比率についてですが、これも13.6ポイントの悪化であります。今度の改善点として財源確保をどこに求めるのか、ある程度具体的なものがあれば教えてほしいのと、経費節減についてもどのようにするのか、この2点について教えていただきたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、1点目の実質公債費比率でございます。0.2ポイントの上昇ということで、少し私の感覚の中ではあまり上昇してない、昨年並みということで捉えています。しかしながら、先ほど栗原議員さんがおっしゃられたとおり、大きな事業が集中しているということです。これについては、当然、その財源についてはいわゆる地方債に頼っていかざるを得ないということでございます。ですので、この比率については、将来的といいますか、来年度以降、徐々に上昇していくということです。これについては少し大きなものが重なっている、ごみについても100億円を超える総事業費、そして消防署の関係についても、これが32億円ぐらいかかるだろうということです。そしてまた、進めております栗賀小学校、これについても今後の運営経費も含めると10億円近くかかっているということです。当然、これらのものを合計をすると、もう大変な負担が生じるということです。これに充当していく財源というのは、地方債に頼らざるを得ないという計画をしております。それについても、地方債についても、できるだけ交付税の算入率の高いもの、そういったものを選択しながら、いろいろなルールの中をクリアしながら比率の上昇を抑制していきたいというふうに思っております。

2点目の将来負担比率です。少し大きく上がっております。これにつきましては、端的に申し上げますと、栗賀小学校の債務負担行為が8億円近く、ほぼ繰越しになったので、そういったところが影響しています。この債務負担行為については2か年ということなので、来年は少しその関係は落ちるだろうと思います。しかしながら、落ちた分を、今度は地方債のほうに切り替わっていくので、それが償還分が、償還分というのはその部分の将来の負担額が上がるということなので、こちらについても実質公債費比率同様、

上がっていくというところでございます。

まず、これらの取組なんです、しばらく大きな事業が続いてますので、まずは一番考えないといけないのが、少し投資ですね、投資の部分については地方債の発行を少しずつ抑制もしていかないと、この段階でもかなり上がってくるので、どの時期がピークになるかと申し上げますと、実質公債費比率も将来負担比率も、令和10年ですね、10年がちょうどごみの事業が終わる年度です。ですので、この段階でピークが来るというふうに思ってます。今の試算のところでは16%ぐらい、実質公債費比率については16%は超えていくだろうと。そして、将来負担比率については3桁に入るかなというふうに思います。それから、しばらくそのうちで頭打ちをして、また徐々に下がっていくというふうになります。ですので、この間、今の状況では上がっていくことを抑制するのがなかなか困難な状況になってるので、これは少しほかの部分で計画的に事業を標準化しながら、起債の抑制をしていかないといけないというふうなことが原則になってございます。

そして、まず、考えるのがこの分子の数値、分子ですね、これが借金の抑制ということになってきます。ここで一番大切なのが、昨年度も栗原議員さんのほうから御質問をいただきました。私もよく記憶をしてるんですが、財政運営大丈夫だろうかという御心配と、それと併せて的確なアドバイスと御指導をいただきました。というのは、今積み重ねてきた借金を、これをいかに財源を確保して、着実に今までの借金を減らしていくかというような御質問と御指摘でした。これ、全く私も同感でありまして、ここが分子の抑制の肝になるところです。今、財源的にはそういった形のところで、分子のほう、経費ですね、これは抑えていかないといけないというふうに考えてございます。

それから、財源のほうですね、今度は分母のほうなんです、これが少し懸念をするところです。いわゆる標準財政規模が分母としてなっておりますので、これが、これは少し交付税が中心になりますが、交付税につきましても、人口を基礎とするという算出になってますので、この人口が減少していくというところについては、それに連動して税収も落ちてくる、そして、また交付税についても反映してくるということで、10年あたり、少し分母のほうがどういうふうな状況になるかというところで、これがあまりにひどくなると、想定以上にやばいような数字にもなるのかなというような懸念もしております。

しかしながら、財源についてはより効率のいいもの、これは必ずそういうものをしていく、できるだけ、もちろんなかなか補助金、それからそういった起債、いろいろとルールがありますんで難しいんですが、こころの理屈、理論をしっかりと整理して、取れる財源についてはしっかりと取っていくということが大切かなというふうに思っておりますし、これは財政が取り組む指標ということではなくて、全ての管理職、組織として実際に考えていかないといけないというふうに思っておりますので、そういった取組を今後も進めていきたいというふうに思っておりますし、また、そういったところで

それぞれの与えられた職責をしっかりと果たして、将来に向けて持続可能な財政運営ができるように努めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第 5 号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第 5 第 77 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 5、第 77 号議案、神河町農業委員会委員の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 77 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町農業委員会委員の任命の件でございます。農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得て任命しようとするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、農林政策課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。第 77 号議案の提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本議案は、農業委員の辞任に伴い、新たに委員を任命するためのものでございます。現農業委員は、本年 3 月議会の同意を得て、町長が 4 月 1 日付で 14 名を任命したところですが、越知谷ブロックの農業委員 1 名から、4 月 17 日付で健康上の理由による辞表が提出され、5 月 21 日の第 2 回農業委員会定例会において審議、承認をされました。しかし、3 年任期のまだ当初であり、今後の農業委員会業務に支障が生じることから、欠員補充を決定し、6 月 27 日から公募を開始、6 月 28 日、越知谷ブロックから本人の承諾を得て推薦があったものです。

それでは、議案を御覧ください。

神河町岩屋 119 番地、奥野恵作様。昭和 28 年 11 月 7 日生まれ。農業への関心が高く、自ら実践し、地域内の状況を熟知しておられ、農業に識見を有する者に該当されます。なお、着任は 10 月 1 日の予定で、任期は、農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、前任者の残任期間となります。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 7 7 号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 7 7 号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 6 第 7 8 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 6、第 7 8 号議案、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 7 8 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、マイナンバーを介して個人情報を連携する町の独自利用として高校生等医療費助成実施要綱による医療費助成を追加したいため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容は、別表第 1 に事務名を、別表第 2 に情報収集する具体的な内容を追記するものでございます。この情報連携する内容は、福祉医療費助成事業と同様の内容でございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、マイナンバーを介して個人情報を各自治体が独自利用する場合、その内容を条例で定める必要があります。

このたび、国が進めております自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤、パブリック・メディカル・ハブ、いわゆるPMHの医療費助成情報連携システムに先行実施自治体として参画し、福祉医療証、今は紙ベースですが、これをマイナ保険証とひもづけすることで、マイナ保険証で医療機関を受診される方については、福祉医療証を持参しなくても公費対応するシステム構築でございます。

このPMHを展開するために、デジタル庁から自治体で対応が必要な事項として、参加対象事務を個人番号利用事務と整備するための条例改正等が求められていることから、このたび高校生等医療費助成事業を他の福祉医療同様に神河町の独自利用として整備するものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表を御覧ください。

本条例第4条の別表第1では独自利用する機関とその事務を、別表第2では、機関とその事務に加え、情報連携する特定個人情報の内容を記載することとなっております。福祉医療事務は住民生活課が所管する事務ですので、機関は町長、事務は高校生等医療費助成事業、特定個人情報は情報連携が必要な住民票情報、税情報、医療保険情報とします。

以上を取りまとめたものを、2ページに条例の改正案としておりますので御覧ください。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。大体今の総務課長さんの説明で意味は分かったんですけども、ほかの福祉医療、マル老とか、老人医療、それからマル障、障害者医療、こういったほかにも福祉医療制度あるんですが、これについては平成27年12月議会で、先ほど申されたマイナンバーの利用で税情報であるとか住民票情報が使えるようになっていて、こういうわけですが、さっき令和6年からのP何とか事業ということという話は聞いたんですが、高校生以上の子供医療ですね、子供医療をオーケー、うちの役場だけやりますよってやったのは平成30年頃なんですね。平成27年のときは、まだやってないからこの制度にはのらへんかったけども、平成30年頃に高校生医療もやりますよ、高校生以上も県よりいいものとして独自でやりますよいうてやったんですが、その6年間の空白やね、ここらは何で、普通やったら、あっ、これ、高校生医療を始めたから、このマイナンバーカードで、お医者さん行っても、これ出したら医療証なしでいけるんですよいうてやるべきやったと思うんですけど、その6年間のタイムラグっていうのは何なんですか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、マイナンバーを介して情報連携するというふうなところですので、先ほども言いましたPMHにつきましては、基本的に神河町は先行実施自治体ということで、来年の2月ぐらいから実施したいというふうに考えておりますけども、全国では令和8年度ぐらいからこのデジタルってところで、地方単独事業ですね、福祉医療の分については令和8年度から全国的に実施を展開されるというふうになっておりますので、まずそこは一点押さえていただきたいというところでございます。

そして、なぜこの間、高校生の福祉医療のマイナンバーの情報連携できていなかったかというところでございますが、それにつきましては、ちょうど平成30年に福祉医療の要綱を、高校生のやつをつくったときに、ちょうどその頃、まだ兵庫県の中でもトップランナーであったというふうなところでありますんで、この事業を今後どのようにしていくのかというふうなところは、まだ十分見えていなかったのかなというふうなところもあります。また、その時点では、平成29年ですかね、この条例ができたときに、その際にまだほとんど情報連携というものが進んでいなかったというふうなところもあって、当時に条例制定ですね、していなかったのではないかとというふうに想像が付きまします。でも、このたびPMHを実施する際には、必ず独自利用の条例制定はしときなさいというふうなことになっておりますので、今、例規の担当支援業者からも全国的にこういったものを整備するようというふうなお話も聞いておりますんで、町としては、この際に、気づいたときにやるというふうなところで、このたび提案をさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 大体それで分かったんですけども、いい機会やからやるというので分かりました。

聞きたいんはね、今ええ話、課長がされまして、医療証なしでも医療機関へ行けますよと。先ほども言いました老人医療の人、身体障害者医療の医療証を持ってる人、この人らも医療証なしで、マイナンバーカードを出せば、それで受診、お医者さん受診できる、こういう理解でいいですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。これはマイナ保険証に登録されている方ですね、その方につきましては、そのマイナ保険証とひもづけをするということになっておりますんで、マイナ保険証を提出された方につきましては、紙ベースの福祉医療証を提出しなくてもいいということになります。以上でございます。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） はい。

○議長（澤田 俊一君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 7 8 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 7 8 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 7 第 7 9 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 7、第 7 9 号議案、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 7 9 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、公益信託制度の見直しによる公益信託に関する法律が令和 6 年 5 月 22 日に公布され、地方税法の改正により、個人住民税の寄附金税額控除の改正規定が、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行されるため、条例の一部改正するものでございます。

改正の内容は、個人住民税において公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る寄附金について、寄附金税額控除の対象とするよう改めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原税務課長。

○税務課長（藤原 一宏君） それでは、第 7 9 号議案の詳細説明を申し上げます。

改正の内容としましては、ただいま町長提案説明にもございましたように、新たな公益信託制度の創設に伴い、所得税法、地方税法等の規定が改正されましたので、これに合わせ条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、10ページを御覧ください。

個人住民税における寄附金税額控除の改正でございます。第34条の7第1項第1号りの改正でございますが、これまでの規定につきましては、特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭のみが寄附金税額控除の対象とされておりましたが、改正後は、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金に改めるものでございます。これによりまして、対象となる公益信託の範囲が広がり、金銭以外の財産、不動産や有価証券なども控除が可能となるものでございます。

次に、附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例の削除につきましては、当該規定が単に課税標準の計算を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除するものでございます。

以上で第79号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第79号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第79号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 第80号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第8、第80号議案、神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第80号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、地域包括支援センターの配置基準について、国の基準の見直しに基づ

き、同様に町条例において地域包括支援センターの職員配置基準を見直すものでございます。

改正の内容は、1点目は、地域包括支援センターの職員数を、地域包括支援センター運営協議会で必要と認める場合、常勤換算方法によることが可能とするものでございます。

2点目は、1つの地区に複数の地域包括支援センターがあり、それぞれの地域包括支援センターでは配置すべき職員数に足りなくても、1つの地区で見て配置すべき常勤職員を満たす場合は、それぞれの地域包括支援センターの職員配置を満たすものと改めるもので、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能としたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。第80号議案の詳細について御説明を申し上げます。

先ほど町長が説明しましたとおり、国の省令である介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令に基づき、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の14ページ、新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

第3条第1項、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数についてでございます。改正前では、第1号被保険者数が3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤の職員数は、保健師が1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人となっておりましたが、今回の改正で、地域包括支援センター運営協議会で必要と認める場合、常勤換算方法によることが可能とするものでございます。この常勤換算方法によることが可能といいますのは、例えば非常勤職員の保健師2人で常勤職員1人分の週40時間の勤務をしている場合には、これを常勤職員1人と換算できるようになり、配置基準を満たすことが可能となるものでございます。

次に、第3条第2項についてでございます。第3条第1項の配置基準にかかわらず、1つの地区に複数の地域包括支援センターがあり、それぞれの地域包括支援センターでは配置すべき職員数が足りなくても、1つの地区として見たときに配置すべき常勤職員を満たす場合は、それぞれの地域包括支援センターの職員配置を満たすものと改めるものでございます。ただし、地域包括支援センターの常勤職員数は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうち2人とされています。

次に、第 3 条第 3 項につきましては、「地域包括支援センター運営協議会」の前に「地域包括支援センターを設置することが必要であると」が付け加えられたもので、第 3 条第 1 項にかかわらず、地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会が認めた場合に、表により職員数を定めることができるものでございます。

今回の改正で、人材確保が困難となっている現状を踏まえて、地域包括支援センターの職員配置をより柔軟な職員配置が可能としたものでございます。

以上で、神河町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 80 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 80 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 9 第 81 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 9、第 81 号議案、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 81 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和 5 年 12 月 27 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、健康保険証の廃止を定める規定の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日と定められ、国民健康保険の被保険者証も廃止となるため、本条例の罰則規定の中にある被保険者証の返還がなくなることから、所要の改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。第 8 1 号議案の詳細説明を申し上げます。

今回の国民健康保険条例の一部改正でございますが、町長の提案説明のとおり、法改正によりまして、令和 6 年 1 2 月 2 日に健康保険証の廃止が決定いたしましたが、条例内に被保険者証の文言があるのと引用法令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、17 ページを御覧ください。第 10 条になりますが、まず、1 行目の第 9 項から第 5 項への改正は、国民健康保険法の改正により、法第 9 条が全 15 項から 7 項へ改正されたため、規定内容につきましては変わりません。内容は、被保険者が資格を喪失したときの市町村への速やかな届出についての規定になります。ただ、改正前の第 9 項には被保険者証の返還が記載されておりますが、改正後の第 5 項は文言が削除されております。この国民健康保険法第 9 条につきましては、国民健康保険に関する届出についての規定になりますので、その中で被保険者証の文言がある項が削除または改正されており、神河町国民健康保険条例につきましても、第 10 条の 2 行目から 3 行目に記載の関係条項及び被保険者証の返還に関する文言を削除し、法に準じて改正するものです。

以上、第 8 1 号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 8 1 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 8 1 号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（澤田 俊一君） 日程第10、第82号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第82号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町一般会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

まず、第2表、債務負担行為の追加でございます。中播消防署北部出張所建替用地造成工事請負費で、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額5,500万円の設定でございます。

続いて、第3表、地方債で臨時財政対策債ほか3事業の限度額の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の主な要因は、歳入では、普通交付税、前年度繰越金の増額、臨時財政対策債、財政調整基金繰入金、公共施設維持管理基金繰入金の減額などでございます。歳出では、財政調整基金積立金、公共施設維持管理基金積立金、定額減税調整給付金事業、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業、带状疱疹ワクチン接種、中播消防署北部出張所建替用地造成工事、児童センター空調工事の増額などでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,624万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3,218万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、82号議案の詳細につきまして御説明いたします。

まずは、7ページを御覧いただきたいと思います。7ページは、第2表、債務負担行為の補正でございます。新たに債務負担行為の事項を追加するものでございます。

内容につきましては、神崎郡3町で進めております中播消防署の移転建て替え事業で、北部出張所建替用地造成工事請負費の令和6年度からの複数年契約を締結するため、債務負担行為を設定をするものでございます。期間につきましては令和6年度から令和7年度まで、限度額につきましては5,500万円でございます。なお、令和6年度歳入歳出予算に計上をいたす額は4,000万円としてございます。

この造成工事の工期でございますが、標準工期、225日以上ということになってまして、これを基本といたしまして、現場の条件ですね、少し地上げ等も、それから道路

の取り合い等の工事がございますが、そういった現場の条件を勘案いたしまして、令和6年の10月から令和7年の5月までというふうに見込んでございます。

次に、少し飛びますが、22ページ、支出予定額等に関する調書をお願いをいたしたいと思います。現年度分ということで、表の一番下の欄になります。事項、限度額につきましては申し上げたとおり、前年度までの支出見込額につきましてはゼロ、当該年度以降の支出予定額は5,500万円、財源の内訳としまして、特定財源として、地方債が1,430万円、その他財源4,070万円となっております。

少し財源につきまして御説明をさせていただきたいと思います。この工事につきましては、福崎町、市川町、神河町の3町の負担金により行うこととなっております。各町の負担割合でございますが、令和5年の10月1日の人口割合ということで取決めをしております。当町、神河町では、率にしますと26.011%の負担割合となります。地方債の1,430万円は、これが神河町の負担額ということになります。その他の4,070万円は福崎町、市川町からの負担金額となります。なお、2町からの負担金につきましては、当初予算において3町の実決めで既に計上をいたしておるところでございます。それから、財源の中の地方債なんですけど、これも取決めの中で、また県とも協議をしておりますが、緊急防災・減災事業債を予定しているところでございます。この起債につきまして御説明を申し上げますと、対象事業費に対しまして充当率が100%、そして交付税として算入されるのが70%というふうな、非常に有利な起債ということで、3町の大きな事業の中で、一番有利な財源を求めていっているところでございます。

続いて、戻っていただきまして、8ページ、第3表、地方債補正をお願いいたします。地方債の変更でございます。1、臨時財政対策債は、令和6年度の普通交付税の算定結果により確定をしたものでございます。545万4,000円を減額をいたしまして、限度額を1,454万6,000円とするものでございます。

続いて、9、道路新設改良事業費でございます。道整備交付金事業でございます。地方債の種類につきましては公共事業債でございます。当初予算の算定で補助対象事業費に少し錯誤がございました。そういうものも含めて130万円を減額いたしまして、限度額を630万円とするものでございます。

続いて、13、消防施設整備事業でございます。先ほど御説明もしました中播消防署北部出張所建て替え関係でございまして、地方債につきましては緊急防災・減災事業債、用地の造成、そして建築の設計費等の変更がございました。1,550万円を増額させていただきまして、限度額を8,520万円とさせていただきたいということでございます。

続いて、16、防災行政無線整備事業でございます。防災行政無線の操作卓の更新に係るものでございまして、当初予算の段階では公共施設維持管理基金を充当し、整備をすることとしておりました。しかしながら、この間、関係機関との協議を進めてございまして、緊急防災・減災事業債が対象になるということで協議が調いましたので、4,1

60万円の限度額を新たに定めさせていただくものでございます。これらによりまして、限度額の総額ですが、一番下の欄に掲載をしておりますが、9億7,854万6,000円でございます。

最終ページに、26ページになりますが、参考といたしまして、地方債の詳細資料に掲載をしておりますので、御確認をいただけたらというふうに考えてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明をしたいと思います。12ページの事項別明細書をお願いいたします。

まず、歳入でございます。11款の地方交付税でございますが、これにつきましては、普通交付税で1億3,776万3,000円の増額となります。補正後の普通交付税額につきましては32億7,776万3,000円でございます。

主な当初予算との対比の中での乖離を申し上げたいというふうに思います。基準財政需要額で新たに新設をされました、こども子育て費というものが新設をされてございます。この中で、18歳以下の人口割合が率として小さい団体に対しましては、そういう配慮された補正措置がございます。そういったところで少し需要額が増額になってます。それから、65歳以上の高齢者の単位費用が増額となっております。それから、人口等を基礎とします包括算定というものがございますが、この中で、会計年度任用職員の給与改定、物価高騰に伴います光熱費の増額などにより、基準財政需要額が当初予算と乖離して増額をしているということでございます。

算入額につきまして少し申し上げたいというふうに思います。基準財政需要額につきましては、50億6,266万6,000円、基準財政収入額につきましては、17億8,141万4,000円、そして調整額がございますが、これが348万9,000円でございます。補正後の特別交付税ですね、これらを合わせました地方交付税の予算総額なんです、掲載もしておりますが37億7,976万3,000円となります。

続きまして、15款の国庫支出金、それから16款の県の支出金がございますが、その中で、過年度の障害者自立支援給付費等負担金でございます。これが国の部分が99万2,000円、県が32万7,000円の増額となりました。

2項の国庫補助金でございます。社会保障・税番号システム整備費補助金187万円の増額でございます。これは国が進めておりますマイナンバーカードへの氏名ローマ字表記等に係る戸籍情報システムの改修業務ですね、法務省部分に係るものでございまして、国が想定をしております所要経費が補助をされるということでございます。続いて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）2,672万1,000円の増額でございます。これは定額減税の調整給付金の増額に伴うものでございます。続いて、障害者自立支援給付支払等システム改修補助金でございます。30万2,000円の増額でございます。子ども・子育て支援事業費補助金、11万円の増額でございます。これについては、児童手当の制度改正がございます。その円滑化事業分として事務経費が交付をされるものでございます。

続いて、民生費の県補助金でございますが、368万5,000円でございます。令和5年の福祉医療助成補助金の追加交付金の計上でございます。

次のページをお願いいたします。子ども・子育て支援交付金58万6,000円の計上で、これは国の基準額の変更によるものでございます。次に、带状疱疹ワクチンの接種補助金でございますが、接種者の増加見込みということで、当初予定しておりました接種者よりもさらに多くの方が接種をいただけたというところでございまして、24万4,000円の増額計上でございます。続いて、豊かな海創生支援推進交付金でございますが、これは補助金の内示がございました。7万円を減額をさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、砥峰高原自然交流館管理運営委託金でございます。屋外トイレ、交流館の床の修繕及び漏水調査など、311万9,000円の増額計上をさせていただいております。

続いて、17款の財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金でございます。財政調整基金の利子につきましては、資金繰り等により繰替え運用などの運用をいたしております。そういったもろもろの中で2,000円の不足が生じたということで増額をさせていただいております。また、まちづくり基金の利子につきましては48万7,000円の増額でございます。少し申し上げますと、兵庫県のグリーンボンドなど、債券の購入をいたしました。それに伴いまして、利率の部分が上がったということで、予算に不足を生じておるということで増額計上をしております。

続いて、18款寄附金、2目の指定寄附金でございます。これは神河まち・ひと・しごと創生寄附金として10万円の増額でございます。1件の企業さんからということでございます。

続いて、19款の繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金でございます。4,094万5,000円の減額になります。内容としましては、防災行政無線操作卓の更新に係るものでございまして、少し地方債のところでも申し上げましたが、地方債に財源振替をするもので、5,494万5,000円を減額をいたします。それとは別にまた、児童センターの空調工事を歳出のほうで上げてますが、これに充当するため1,400万円の増額を計上いたしてございます。続いて、6目の財政調整基金繰入金ですが、9,105万5,000円の減額となります。今回の補正の財源調整のため減額をいたすものです。

歳入の最後になります。20款繰越金ですが、前年度の繰越金で1億1,362万円の増額で、令和5年度の決算が確定しましたことにより計上させていただいております。少し確定額を申し上げます。1億6,362万円でございます。

次のページをお願いいたします。

すみません、ちょっと歳入の最後と言いましたけど、まだ歳入ありました。21款の諸収入、5項雑入、消防団員退職報償金でございます。決算見込みによりまして、313万7,000円を減額計上しております。それから、新型コロナ定期接種ワクチン確保

事業助成金で1,079万円を増額計上させていただいています。少し内容につきまして御説明をしたいと思います。補正の要旨は、秋の定期接種用のワクチン代金でございます。当初予算時では、国のほうでワクチン代金を3,260円というふうに示されてございました。それが、最近の各メーカーへの国のほうの聴取の中で、1万1,600円に見直しがされたところでございます。この1万1,600円と当初の3,260円の差額ですね、これが8,300円になるんですが、この8,300円を定期接種への移行激変の緩和措置として、これがワクチン生産体制緊急整備基金というのがあるみたいです。新薬、未承認薬等の研究センターというところから助成金として交付されるというふうに聞いてございます。神河町では1,300本、町内分が1,000本、それから町外が300本を見込んでございます。

続いて、農地中間管理事業推進委託金でございます。38万7,000円の同額で、ひょうご農林機構からの委託金でございます。

歳入の最後です。22款町債につきましては、5,034万6,000円の増額で、第3表の地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続いて、15ページの歳出をお願いをいたしたいと思います。

まず、人件費でございます。職員手当、共済費の増額の補正をいたしてございます。なお、各科目での職員手当、共済費等の個々の説明につきましては、恐縮ですが、割愛をさせていただきたいというふうに思います。

少し飛びまして、23ページに給与費の明細書がございます。そちらのほうを御覧いただきたいと思います。一般職、(1)総括でございます。一般職の合計で職員手当が51万3,000円の増額、共済費が1万円の増額でございまして、合計で52万3,000円の増額補正といたしてございます。

すみません、また15ページのほうに戻っていただきたいというふうに思います。1款の議会費でございます。報償費56万円の増額でございます。議会の改革の取組といたしまして、神河町議会のあり方ゼミナールに係る経費の計上でございます。

続いて、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、システム改修委託料187万円の増額でございますが、マイナンバーカードへの氏名、ローマ字表記等に係る戸籍情報システムの改修に係る経費でございます。

4目の財産管理でございます。積立金が9,878万9,000円の増額です。財政調整基金の積立金として8,190万2,000円の増額でございます。内容につきましては、前年度の繰越金の処分として8,190万円、利子の積立てが2,000円でございます。補正後の現在高の見込みでございますが、17億324万3,000円の見込みでございます。

続いて、公共施設の維持管理基金の積立金ですが、1,640万円の増額となります。内容につきましては、前年度繰越金の1割相当額を今後の公共施設の維持修繕に積み立てるものというふうにルール化をしております。そういったことによるものでござい

して、補正後の現在高の見込みなのですが、3億6,424万1,000円となります。3億6,424万1,000円でございます。

まちづくり基金の積立金でございますが、48万7,000円の増額で、兵庫県のグリーンボンド等の債券購入による利子を積み立てるということで増額計上をしております。

6目の企画費でございます。企業版のふるさと納税基金の積立金10万円の同額です。

7目のケーブルテレビ管理運営費でございますが、システム改修委託料として96万円を計上しております。これにつきましては、公衆無線LANのバージョンアップ作業に係る経費ということで計上をいたしてございます。

続いて、15ページから16ページになります。8目の諸費でございます。償還金、利子及び割引料1,031万2,000円でございます。障害者医療、子ども・子育て支援交付金等、過年度の補助金等の返還金の計上でございます。

次のページの17ページをお願いをいたしたいと思います。3款の民生費、1目社会福祉総務費でございます。定額減税補足調整給付金の補正でございます。まず、システム改修委託料につきましては、事業費が確定をいたしましたので、117万9,000円を減額させていただいております。調整給付金につきましては、システム改修による算定によりまして、支給対象者人数及び給付額が確定したことによりまして、2,804万円の増額計上をさせていただいております。対象人数につきましては、当初で2,410人から333人減りまして2,077人。そして、1人当たりの給付額は2万5,000円から1万7,500円増やしまして、4万2,500円ということで見込んでございます。

続いて、2項の児童福祉費でございますが、一時預かり、延長保育など、子ども・子育て支援事業費補助金事業の増額計上でございます。

4款の衛生費、2目健康づくり対策費でございます。新型コロナ定期接種ワクチン確保事業による補正計上でございます。まず、医薬材料費として、ワクチン代金が764万7,000円の増額でございます。歳入で御説明申したとおりでございますが、国がワクチン代金を3,260円から1万1,600円に見直しをしたことから、積算のほうを見直したところでございます。

具体的に申し上げますと、現在の流通価格も考慮いたしまして、国の設定の1万1,600円に500円を加算しまして、神河町としては1万2,100円、1,000本分での積算見直しをいたしてございます。

続いて、個別接種委託料ですが、351万3,000円の増額でございます。これのうち、148万5,000円が新型コロナ定期接種に係るもので、要因といたしましては、国が示しております手技料につきましては3,740円でございますが、神崎郡医師会との協議をさせていただく中で3,685円に設定をしたこと、これが1点です。2点目として、ワクチン代金の上昇に鑑みまして、個人の負担金を2,500円から3,000円とさせていただいたところでございます。これにより、接種委託料につきましては、町内接種が685円、町の負担分ということですが、生活保護等の免除者が3,685円、町

外の接種につきましては、1万2,785円ということになります。1万2,785円というのがマックスの町の経費ということになります。なお、個別接種委託料351万3,000円の増額のうち、202万8,000円につきましては带状疱疹ワクチンで、接種見込み者の増加によるものでございます。任意予防接種助成金として17万2,000円の増額につきましては、带状疱疹ワクチンの町外接種に係るものでございます。

○議長（澤田 俊一君） 参事、すみません。ここでちょっと説明を止めていただきます。ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時ちょうどいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に引き続き、令和6年度神河町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。そうしましたら、大変午前中までで終わらなくて申し訳ございませんでした。引き続き、御説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。

ページのほうは18ページ、農林水産業費になります。そちらのほうを御覧いただきたいと思います。5款の農林水産業費、1項農業費、4目農地費でございます。町単独土地改良事業補助金として65万円の増額を計上しております。これにつきましては、5月の下旬の降雨がありました。それで農地ののり面が崩壊をしたものでございます。該当する区につきましては、猪篠区でございます。

続いて、2項の林業費、1目林業総務費でございます。森林基幹道、千ヶ峰・三国岳線工事費負担金になります。これにつきましては、事業費の確定により260万円を増額計上したところでございます。

続いて、2目の林業振興費でございます。治山治水工事補助金でございます。いわゆる裏山防災でございますが、62万2,000円の増額計上をいたしております。これについても、5月の下旬頃に降雨がございました。それで、民家の裏山の石積みが崩壊をしたものでございます。該当区につきましては、大畑区内ということでございます。

次のページをお願いいたします。6款の商工費、2目観光振興費でございます。峰山高原自然交流館管理運営委託料、340万4,000円の増額でございます。歳入でも申し上げましたが、屋外トイレの修繕等、それから交流館の床の修繕、そして、交流館の中の床下、その漏水調査が必要ということで経費の計上をさせていただいてございます。

続いて、7款の土木費、1目土木総務費でございます。事業費の追加によりまして、急傾斜地崩壊対策事業負担金が35万円の増額計上でございます。

続いて、8 款の消防費、1 目常備消防費でございます。中播消防署北部出張所建て替え関係経費の増額計上でございます。まず、工事に伴いまして、道路占用の書類作成が必要でございます。その手数料として1 万円を計上しております。それから、あわせて造成工事につきまして、上下水道管の引込みの工事請負費が必要でございます。これを5 0 0 万円の計上でございます。そして、用地造成工事請負費なんですが、これについては、債務負担のところでも申し上げましたが、4, 0 0 0 万円を計上をさせていただいてございます。

次のページをお願いいたします。引き続きですが、上下水道の加入負担金ということで、1 7 4 万9, 0 0 0 円を計上させていただいております。これら、中播消防署の建て替え関係の経費として、合計で4, 6 7 5 万9, 0 0 0 円を計上させていただいてございます。

続いて、2 目の非常備消防費でございます。決算見込みによりまして、消防団員の退職報償金が3 1 3 万7, 0 0 0 円の減額となります。

続いて、4 目の災害対策費でございます。歳入のほうでも少し御説明を申し上げましたが、防災行政無線操作卓の更新に係るものでございます。公共施設の維持管理基金の充当から地方債、緊急防災・減災対策事業に財源の振替をするものでございます。

続いて、9 款の教育費でございます。1 項教育総務費、2 目の事務局費でございます。スキー実習事業の委託料を1 3 5 万8, 0 0 0 円増額をいたしてございます。少し、このスキー実習につきましては、実施の方法等を見直しをさせていただくということで変更をするものでございます。それによりまして、今搬の経費が発生するということで計上をさせていただいてます。

続いて、5 項の社会教育費、3 目社会教育施設運営費でございます。1, 5 3 1 万4, 0 0 0 円の増額でございまして、児童センターの空調設備の改修でございます。設計委託料として1 0 0 万円を計上させていただくのと、工事請負費として1, 4 3 1 万4, 0 0 0 円を計上をさせていただいてございます。昨年度も空調工事やったんですが、これは少し別系統のところが故障したということでございます。それに伴い発生する経費を計上させていただいております。

最後になります、1 0 款の公債費でございます。1 目の元金につきましては、5 万2, 0 0 0 円増額、2 目の利子につきましては、6 6 3 万5, 0 0 0 円の減額でございます。大変申し訳ないんですが、当初の段階で積算に少し錯誤もありまして、また、主な要素になりますが、利率の見直し及び借入額が確定したことにより計上させていただいてるものでございます。

2 2 ページにつきましては、債務負担行為で翌年度以降にわたりますものについての前年度までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出額予定額等に関する調書を掲載しております。御説明をさせていただいたものでございます。

それから、2 3 ページから2 5 ページにつきましては、給与費の明細書をつけさせて

いただいております。

最後の26ページにつきましては、補正に伴います地方債の詳細な内訳を添付させていただいておりますので、御確認をいただけたらというふうに思います。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。まずは、20ページの教育費、1項教育総務費のスキー実習の件でお尋ねします。ちょっと私、総務の委員会の資料見ても探せなかったんでお聞きするんですけども、先ほどの財政特命参事の説明では、少し何か委託の方法が変わった、内容が変わったという説明やったと思うんです。予算に対して大体3割アップぐらいの増額になってると思うんですけど、どういう内容にされたのか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小寺議員の質問にお答えさせていただきます。

本事業につきましては、毎年、小学校1年生、4年生と中学校2年生が峰山高原スキー場で、小学校1年生につきましては雪遊び、小学校4年生と中学校2年生につきましては、スキー体験を行う事業でございます。本事業につきましては、ふるさと学習の一環として取り組んでおり、神河町の魅力を認識し、ふるさとに誇りを持つ教育の推進ということを目的に実施しております。

補正予算の要因といたしましては、これまで中学2年生で行っていた日帰りでのスキー体験事業を、次の理由により、1年生、中学校1年生での宿泊でのスキー体験に変更し、実施することによるものです。

変更の理由といたしましては、2年生時の学年で行う授業の見直しです。2年生は夏休み以降、部活動の中心学年であること。また、トライやる・ウィークの実施学年であること。10月以降につきましては、生徒会も担う学年となり、非常に多忙である学年であるため、学年としての事業の見直しを行い、本事業を1年生のときに行うというものです。2年生の1年間がより充実した学校生活を送れるという観点によるものでございます。なお、これまで1年生のときには自費でハチ高原で1泊2日で実施していたものを、1年生時に1泊2日で峰山高原スキー場で行うこととさせていただき、これまで町費で負担していた分についてそれを充てていくということでございます。

また、大きな要因は今御説明した内容でございますけれども、場所の変更につきましては。これまで1年生時、ハチ高原で行ってございましたけれども、昨年度、暖冬、雪不足の年でありました。その中にあって、ハチ高原より峰山高原のほうが開業日、営業日が多かったということと、近年の物価高騰により、バスの借り上げ料が高騰して、こ

れまでの金額では同様の事業が困難になったということでございます。なお、今年度に限って、従来、2年生の日帰りスキー体験事業と本補正予算の内容の1年生での1泊2日のスキー体験を重複し、1年生につきましては、前倒しで事業実施を行うということになります。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。引き続きお聞きします。同じ20ページの教育費の中で、社会教育費の、いわゆるきらきら館ですね。今回、工事費の補正が上がっているわけなんですけれども、これ、もともとは3系統を一遍にやろうとしてたところを、物価高騰とかのあおりを受けて、とても予算がないから2系統でやりますいうて2系統をやったんですよね。そのときの説明では、1系統はまだ動いているから大丈夫だっていう説明だったと記憶してます。それは、そのときはそれでよかったんですけどね、結局1年もしないうちにこうやって故障してしまってね、いわゆる別工事としてなってしまったことで、設計費と、それと、いわゆる諸経費が余計にかかってくるようになると思うんです。もうざっくりで結構なんで、いわゆるそのときに3系統一遍にやったら、この部分は要らなかったらと思われる金額があると思うんですよ、諸経費分と設計分がね。それが大体どれぐらいの金額になるか、もし今分かったら、ざっくりで結構なんで教えていただきたいのと、もし今すぐちょっと計算しないと分からないいうんでしたら、私、総務の委員じゃないんで付託には出ないんですけれども、付託の委員会のときに教えていただきたいなと思います。

○議長（澤田 俊一君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。金額につきましては、確実に言えるのが設計費の100万円が必要ないというところでございます。工事でいいますと、ちょっと今のところ数字が出せない状態でございますので、また後ほど計算をさせていただきたいなと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。3回目です。設計費の100万円と、ざっくりとした諸経費いうたら大体5%から10%というのが通説なんで、10%としたら140万円ぐらいですかね。合計したら200万ちょっとは余計なお金がかかってしまうんですね。本来であれば、もうその当初のときに3系統やっておけばよかったんですけど、予算がないからいうて1系統後回しにしてしまったがゆえに、その200万円ちょっとをね、卵が先かあれが先かいう話になってしまうんですけれども、少し無駄なお金を使うことになると思います。神河町にはいわゆる公共施設の修繕計画とかいろいろありますんで、きっちりそれに沿ってやっていただいて、あんまりこういう、どういうんですかね、ちょっと表現悪いですけど、場当たりの対応をされる

とね、多少なりとも金額が増えていってしまうんで、今後はそれに注意していただいて、当然、財政協議とかして、お金がないからここはっていうところも出てくるとは思うんですけども、やっぱり長い目というか、トータル的に見たら、あのときにやっておけばよかったなっていうのはね、多分、過去にも何度か、全然教育課じゃないですけど、あったと思うんです。そういったところもしっかり踏まえて協議をしていただきたいなと、これは質疑というより要望になってしまいますけど。以上です。

○議長（澤田 俊一君） どなたかありますか。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。きらきら館の空調関係ですね、少し一挙にやれたらよかったなというところでございます。当時の部分については、こんなに早く壊れるという想定ができていませんでした。基本的には、予算、財源のほうは限りがあるんですが、できる限り使っていた中で不便をおかけするようなこと、これはないようにということで予算のほうもつけていきたいというふうに思っています。

それとは別に、非常に多くの公共施設を抱えておりますので、その関係については、非常に維持経費が発生するということでございますので、公共施設の管理計画の中で、コスト分析をやっておりますので、できる限り年度間で平準化させていただきながら、必要なところからということで取組をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑のある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。19 ページの常備消防費で、上下水道の引込みの関係なんですけど、どれぐらいな距離を、引込みの距離、あるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。距離的には、水道につきましては、水道と下水も大体同じところから引込みにはなるんですけども、おおむね10メートル以内というような形にはなっています。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。消防施設、建物建てる時に付随する部分と、今度は、この10メートルいうたら本当の県道からの部分、短い距離だけになると思うんですけど、その別途にされるということやね、分かりました。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方。質疑ございませんか。

質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 8 2 号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 1 1 第 8 3 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 1、第 8 3 号議案、令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、令和 5 年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金 8 3 6 万 4, 0 0 0 円の増額、歳出では、予備費として 8 3 6 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 3 6 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 6 2 1 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 8 3 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 8 3 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 2 第 8 4 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 2、第 8 4 号議案、令和 6 年度神河町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第８４号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和６年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）でございまして、補正予算（第１号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、令和５年度決算に伴い、前年度繰越金８５７万９,０００円増額、歳出では、財政調整基金２万８,０００円、県支出金返納金８５５万１,０００円、計８５７万９,０００円の前年度繰越金同額を計上いたしております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８５７万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億３,６６２万１,０００円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第８４号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第８４号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１３ 第８５号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第１３、第８５号議案、令和６年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第８５号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和６年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）でございまして、補正予算（第１号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでござ

ざいます。

補正の内容は、歳入では、令和５年度決算に伴う前年度繰越金３４７万９,０００円の増額、歳出では、前年度繰越金同額を後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金に計上いたしております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３４７万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総合を歳入歳出それぞれ２億２,０９４万８,０００円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第８５号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第８５号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１４ 第８６号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第１４、第８６号議案、令和６年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第８６号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和６年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）でございまして、補正予算（第１号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に令和５年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金として２,０９８万円の増額、令和５年度実績に伴う支払基金交付金として４５０万５,０００円の増額でございます。歳出では、令和５年度決算に伴う介護保険給付費準備基金積立金として１,２３９万２,０００円の増額、国県負担金等の精算に伴う償還金として１,３０２万５,０００円の増額、予備費として６万８,０００円の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２,５４８万５,０００円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億２,３７５万５,０００円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第８６号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第８６号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１５ 第８７号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第１５、第８７号議案、令和６年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第８７号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和６年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、令和５年度からの繰越金が確定したことに伴うもので、歳入では、前年度繰越金を２万６,０００円増額、歳出では、前年度繰越金同額を予備費に２万６,０００円増額するものでございます。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８,７７７万３,０００円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 8 7 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 8 7 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 6 第 8 8 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 6、第 8 8 号議案、令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 8 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

歳入において、令和 5 年度決算に伴い、前年度繰越金を 6 2 7 万 3, 0 0 0 円増額、歳出において、一般会計等と同様に、児童手当の抜本的拡充が本年 1 0 月から実施されることに伴い、児童手当を 8 万 5, 0 0 0 円増額し、予備費で調整計上いたしております。このことによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 2 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5, 4 8 9 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 8 8 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 8 8 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 7 第 8 9 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 7、第 8 9 号議案、令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 9 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、令和 5 年度決算に伴う前年度繰越金を 2,000 円増額、歳出では、前年度繰越金同額を需用費に 2,000 円増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,262 万 4,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 8 9 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 8 9 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 8 第 9 0 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 8、第 9 0 号議案、令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 9 0 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入及び支出で、県が代表となり県下の自治体で共同発注する人工衛星を利用した漏水調査に係る国庫補助申請を各自治体で行い収入することとなったため、営業外収益の国庫補助金を107万5,000円増額、国庫補助の収入分と委託料として予算化していた107万5,000円を全て負担金として代表の県に支払うため、委託料を負担金に組み換え、合算額の215万円を増額、総係費の手当てで児童手当に係る制度改定により4万円の増額、予算収支均衡の原則から予備費を4万円減額いたしております。

次に、予算第9条の次に1条を加え、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおりとしております。まず、事項については、水道施設再編推進事業の工事請負費でございます。期間は令和6年度から7年度の2か年、限度額は3億1,072万8,000円でございます。

このたびの債務負担行為につきましては、水道施設再編推進事業として実施する中村地内の山田第2配水池の更新工事で、現年度予算の工事請負費計上と併せて、当初予算で明記をするべき内容であり、補正予算での計上となったことにつきましては、改めて予算執行の原則とは何かを再認識したところでございます。加えて、このたびは、債務負担行為が議会の承認がない中、いわゆる予算措置ができていない工事について、7月31日に入札を執行したことにつきましては、大変遺憾と考えているところであります。予算を確保した上で設計し、起工、入札、契約という手続を経て、初めて工事等に着手することは最も基本的なルールでございます。特に、入札事務といいますのは、執行者であります町と請負業者との信頼関係の中で成り立っている大変重要な事務と認識しており、重要な事務であるため、入札執行に当たりましては、入札参加者審査委員会を開催し、公共工事の入札及び契約の適正化を図るなど、組織的にチェックすることとしております。このたび、いずれの段階におきましても気づかず、組織としてチェックができなかったことにつきましては、誠に申し訳なく考えるとともに、執行部を代表して深く猛省するものでございます。

今後につきましては、担当課における入札・契約事務チェックシートによる確認は言うまでもなく、入札参加者審査委員会においても、予算措置の確認作業も必ず行うよう再発防止に取り組み、神河町議会はもとより、現在、仮契約となっております落札業者との信頼回復に努めることが町執行部としての責務と考え、精進してまいる所存であります。引き続き、まちづくりに真摯に向き合い、町民の皆様の声に耳を傾け、丁寧な説明に努めてまいることを申し上げ、提案理由並びに内容とさせていただきます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課長の谷総でございます。第90号議案、令

和6年度水道事業会計補正予算（第2号）の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

3条予算及び4条予算については、町長の説明のとおりでございます。私からの説明は割愛をさせていただきます。

私からは、今回提案させていただいている債務負担行為について、経緯及び原因、今後の対応、また、今回の事業執行の不手際に対する再発防止について述べさせていただきます。

まず、経緯でございますが、令和6年の3月定例会で水道事業の当初予算を提案させていただきましたが、令和6年分の工事請負費のみが計上となってしまっており、本会議でも、委員会においても、この配水池の更新工事は令和6年、令和7年の2か年の債務負担行為で行いますと説明をしているにもかかわらず、第5条で債務負担行為の条項を計上しなくてはいけないところ、未計上になってしまっていました。

次に、工事は、令和6年6月に設計書とともに起工伺を上げていますが、本来ならこの時点で債務負担行為が組まれていないことに気がつかなければならないはずですが、思い込みにより、入札の執行となってしまいました。令和6年7月31日に入札執行をし、落札いただいたわけですが、別件の下水道事業で、9月の補正予算において債務負担行為の検討をしているときに水道事業で債務負担行為が計上されていないことに気がつき、落札業者には事情を説明をし、補正予算で債務負担行為の可決をもらうまでは仮契約とすることをお願いをし、了承をいただきました。

今回、このような不手際が起こった原因ですが、一つは、当初予算作成で確認が不十分であったということ、そして、工事担当者と会計担当者の情報共有ができていなかったこと、加えて、工事設計時に工事担当者が予算編成と執行状況を確認しなかった、また、起工伺を上げる際に、課の責任者である私が確認を怠ったことが大きな原因であります。本当に基本的なことができていない恥ずべきことであり、本当に申し訳ございません。

今後の対応としましては、落札業者と仮契約をさせていただいていますので、9月定例会で補正予算可決後、本契約をさせていただきたいと思っております。

また、再発防止として、次のことを行っていきます。

1つ目として、法令遵守研修や適正な履行確認の確保などのさらなる徹底を行います。具体的には、法令遵守や不適正経理防止に対する意識啓発、会計事務に関する資質の向上等を目的とした研修を実施していきます。

2つ目として、職場全体での再発防止策の推進や組織的なチェック体制の強化に取り組みます。具体的には、経理担当者をはじめ、事業担当者、審査担当者など、職員の職位や職責に応じた研修を実施するとともに、契約や収入等のテーマ別研修を実施するなど、各種研修を通じて会計事務に関する基礎知識の習得に加え、会計事務処理に係るチェック機能の強化対策や誤った経理処理の発生防止に取組をします。工事担当者と会計

担当者の情報共有を行い、工事発注前には工事担当者が予算の確認を必ず行うようにいたします。会計担当者だけでなく、管理職、工事担当者も企業会計の知識を上げるよう研修を受けます。入札契約事務チェックリストを改良し、担当者と管理者のダブルチェックを行い、利用を徹底をいたします。

3つ目としまして、取組の成果を確認し、より確実な再発防止にしていきたいと思っております。

今回の事務の不手際を深く反省し、二度とこのようなことがないように確実な確認を行い、執務に専念をいたします。このたびのこと、自分でも遺憾に思っております。本当に申し訳ございませんでした。

以上で令和6年度水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。この、いわゆる債務負担行為を忘れたという件では、担当の民生福祉常任委員会でも、私、かなりきつく言わせていただきました。先ほど課長のほうから再発防止策をる述べていただいたんですけども、今回はたまたま水道課で出たんだということで、私、本当やったらここは副町長のほうから役場全体としてどういう再発防止策を出すかっていうのもあってしかるべしやと思います。これは、後日、民生福祉常任委員会に付託されますので、そのときに、担当課だけではなくて、全体としてどうやって防止していくのかというのをまずきっちり明示していただきたいと思うんです。

本当にこれ、割合すごい重要な問題でね、今から質問することにも関わってくるんですけども、今回、予算のないまま入札を打ってしまって、今現在、仮契約の状態ですね。今回この補正予算、我々否決したら、いわゆる契約破棄に当然なるんですね。そして、契約破棄をすることによって、民法641条ですか、契約破棄することは認められているんですけども、ただ、破棄するに当たって、損害賠償を払わなければいけないという一文も加えられています。その損害賠償がどれに当たるかって、これ、東京地裁の同じような判例があるんです。公共工事の行政側の一方的な破棄に対しての判例です。そのときの判例でいうと、いわゆる入札にかかった経費の賠償金プラスこの工事を落札することによってその業者が得たであろう利益、それも賠償金として支払わなければならないという判例が出とんですね。なので、今度の付託の委員会まで結構なので、この、多分細かい金額っていうのはもう分からないんです、当然ね、裁判でもしないと出てこないんですけども、例えば、全体3億円の入札ですから、2割利益が見込まれるだろうと思われるんだったら、もうそれだけで6,000万円ですよ。プラス、当然、その入札するに当たって積算するに当たった経費、もしくはもう、例えばもう一借とか

お金を借りて、銀行にもお金を借り入れて段取りまでされてたら、当然その利息、そういったものを全て含んでいきおったら、私、1億円ぐらいの損害賠償になる案件ちゃうかと思うんです。なので、本当に執行部の皆さんは、単純に予算をつけ忘れてましたで終わらせるのではなくて、役場全体として、町長も特別に今回言葉をいただいたんで、本当に皆さんもすごく反省はされてるとは思います。ただ、反省してるだけでは再発防止にはならないので、きっちりとした再発防止策を次の委員会、付託委員会に出してきていただきたいのと、先ほど言ったざっくりとした損害賠償の額で結構なので、それも軽く積算していただきたいのと、あと、もう1点お聞きしたいのは、損害賠償が発生した場合に、いわゆる保険対応で賄えるのかどうか、財源やね。1億円払わなければならないとなって、それがもう丸々一般会計、いわゆる町民の税金から払わないといけいいのか、いやいや、こういった損害保険に入ってるから、こういった場合はその損害保険から払えますよってなるのか、以上3点を次の付託委員会にちょっとお示し願いたいと思います。

質問といえますか、お願いになってしまいましたけれども、よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。本当に申し訳なく思っています。

今、3点御指摘いただきました。付託の常任委員会までに3点を調べて報告をさせていただきますと思います。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。最近の本会議並びにまた臨時会等こういう事案が多々発生しております。これは職員の方も皆さん認識しておられるかとは思いますが。私、今、小寺議員が言われた、もう全くそのとおりだと思います。

その前に一つ、もう少しちょっと最初のほうに戻るんですけども、例えば、こういう事案が発生したときに、上下水道課、課内でどういう問題共有をされたか、その辺のところを少しお聞きしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。安部議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の不手際が分かったのは7月31日だったわけなんですけども、すぐに工事担当者と会計担当者に事実の確認を行いました。その事実の確認に基づいて副町長と相談をさせていただいて、早急に議長、副議長、それから民生常任委員会委員長、副委員長と、経緯と今後の対応について話をする必要があるということでお時間を取っていただいて、多分あれ8月の1日だったと思うんですけども、報告をさせていただきました。それと同時に、課内でこういうミスがあって、今後こういうふうに対策を考えていきたいということで、みんなのほうから何か提案があったら言ってほしいと。特に、

会計担当をしています職員については、どうしてこういうふうなことが起こったのかの原因も含めて、てんまつ書を作成して提出するようにということで、背景であったりとか思っているのを聞き取りをしました。それに基づいて、今日の朝も朝礼で全職員と確認をしたんですけども、議会で提案を、債務負担の提案をするんですよ、こういう事情でこんなミスをしてしまってます、今後の対応としてはこうやっていきますよというふうな話をもう一度共有しております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

5 番、安部議員。

○議員（5 番 安部 重助君） 5 番、安部です。私は、いろんな形等で、これを役場の職員、若い職員と特に話しする機会を持っています。そういった中で、その若い職員が上司のことにいろいろなことを言われるかも分かりませんが、やっぱり上司の方について若い方は指導されて、それで成長していくというふうに私は思っているんですけども、そういった意味で、若い子が非常に残念やったなど、非常にいうことを思われるんじゃないかと思うんですけど、若い方はどういうふうに思われておられますか。

○議長（澤田 俊一君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 会計担当もかなり若い職員がしておるんですけども、やはり自分の会計の知識の不十分さも痛感をしておりますし、今後もっと基本的なところから見直しをしなくてはいけないみたいなふうには思っております。

その中で研修という言葉をよく、先ほども述べさせていただいたんですけども、しっかりした研修もそうなんですけども、役場の職員の中には先輩職員でしっかりと役場の業務に精通されてる職員がいますので、簡単な研修を日々重ねていくということを実際やっていきたいなというふうに私は思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

ここで、私のほうから副町長に 1 点お願いしておきます。先ほどの小寺議員の 3 点の要望の中の 1 点目の再発防止策という部分がございました。しっかりと対応ということなんですけども、谷総上下水道課長等の提案説明の中にも、契約事務のチェックリスト、また、それを改善するダブルチェックの様式等の、そういう見直しを行うということがございました。現在使っておられるチェックシート、また、今後活用したいと思っておられるダブルチェックシート、そのようなものについても出していただきたいと思えますけれども、可能でしょうか。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。改良版ということで進めておりますので、提出することは可能です。

○議長（澤田 俊一君） よろしくをお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、民生福祉常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 9 0 号議案は、民生福祉常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 1 9 第 9 1 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 9、第 9 1 号議案、令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 9 1 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的収入及び支出で、総係費の手当てで児童手当に係る制度改定により 4 万円の増額、下水処理場で大きな修繕が複数発生しており、既に予定していた予算に達しているため、下半期の緊急修繕に備えた処理場費の修繕費を 2 5 0 万 7, 0 0 0 円増額いたします。また、予算収支均衡の原則から予備費を 2 5 4 万 7, 0 0 0 円減額いたします。

次に、4 条予算の資本的収入及び支出において、大山処理区への接続工事の追加要望を国に対して行っていきますので、収入では、国庫補助金の 6 0 0 万円の増額、企業債の 1, 6 0 0 万円の増額。支出では、施工管理費として委託料の 1 0 0 万円の増額、追加要望いたします接続工事及び単独事業の上小田地内のマンホールポンプの制御盤移設費用として、工事請負費 2, 1 0 0 万円の増額を行います。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額の変更はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 9 1 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 9 1 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 2 0 第 9 2 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 0、第 9 2 号議案、令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 9 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、変動が生じたものについて補正するものでございます。

このたびの補正は、予算第 3 条の収益的支出のみでございまして、給与費の児童手当に係る補正でございます。補正理由は、一般会計等と同様に、児童手当の抜本的拡充が本年 1 0 月から実施されることに伴うもので、医師職で 3 0 万円、看護職で 9 6 万円、医療技術職で 7 9 万円、事務職で 4 0 万円、技能労務職で 8 万円、合計 2 5 3 万円の増額、このことにより、収益的支出の 1 項医業費用で 2 5 3 万円増額し、病院事業費用を 3 6 億 7, 6 3 5 万 7, 0 0 0 円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 9 2 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 9 2 号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（澤田 俊一君） ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで

延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、明日、9月3日午前9時再開とします。

本日はこれで延会します。

午後2時05分延会
